

江津市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

平成29年3月

江 津 市

は し め に

20 世紀後半の高度経済成長と共に私たちが築き上げてきた大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、私たちの生活を豊かにした反面、大量の廃棄物を排出し、自然環境の破壊、資源の枯渇、さらには地球温暖化やオゾン層破壊など多くの環境問題を引き起こすこととなりました。

こうした状況のなか、国においては平成 12 年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、またそれに関連して廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正や各種リサイクル法の整備を行うなど、新たな資源採取を減らし、資源の最大限の有効利用や再生利用を図り、廃棄されるものを最小限とする『循環型社会』の形成へ向け、生活スタイルと社会経済システムの転換を図っています。

江津市は、平成 16 年 10 月に新市としてスタートして以降、浜田市との一部事務組合により整備した「エコクリーンセンター」にてごみ発電を行ったり、リサイクルへ向けた分別収集促進のため市役所前に「分別広場」を設置するなど、循環型社会の形成へ向けた取組を進めています。今後は、こうした施設を効果的に活用し、効率的なごみ処理を行うのはもちろんのこと、行政を含めた市民・事業者の 3 者によるごみの削減や再資源化等への取組を進めていくことが必要です。

『江津市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）』は、今後の廃棄物処理行政の方向性を示すものです。ごみ処理基本計画については、国が示すごみ処理基本計画策定指針において概ね 5 年ごとに見直しを行うものとされていること、また、策定指針自体が平成 28 年 9 月に見直しされたことを受け、このたび、ごみ処理基本計画を改定することとなりました。

改定後も引き続き、市民・事業者と行政が一体となってごみ発生・排出削減や再資源化等へ取組を行い、循環型社会の形成を効果的に進めて行くことができるように、市民のみなさまの本計画へのご理解とご協力をお願いいたします。

平成 29 年 3 月
江 津 市

目 次

はじめに

第1章 計画策定の趣旨

第1節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	1
第2節 計画の期間	1
第3節 計画対象廃棄物	2

第2章 江津市の地域特性

第1節 江津市の位置	3
第2節 江津市の主要指標	3

第3章 ごみ処理の現状

第1節 ごみ処理の現状と課題	6
----------------------	---

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針	17
第2節 数値目標	19
第3節 計画の体系	24
第4節 ごみの発生・排出削減計画	25
第5節 再生利用計画	28
第6節 適正処理計画	30

第1章

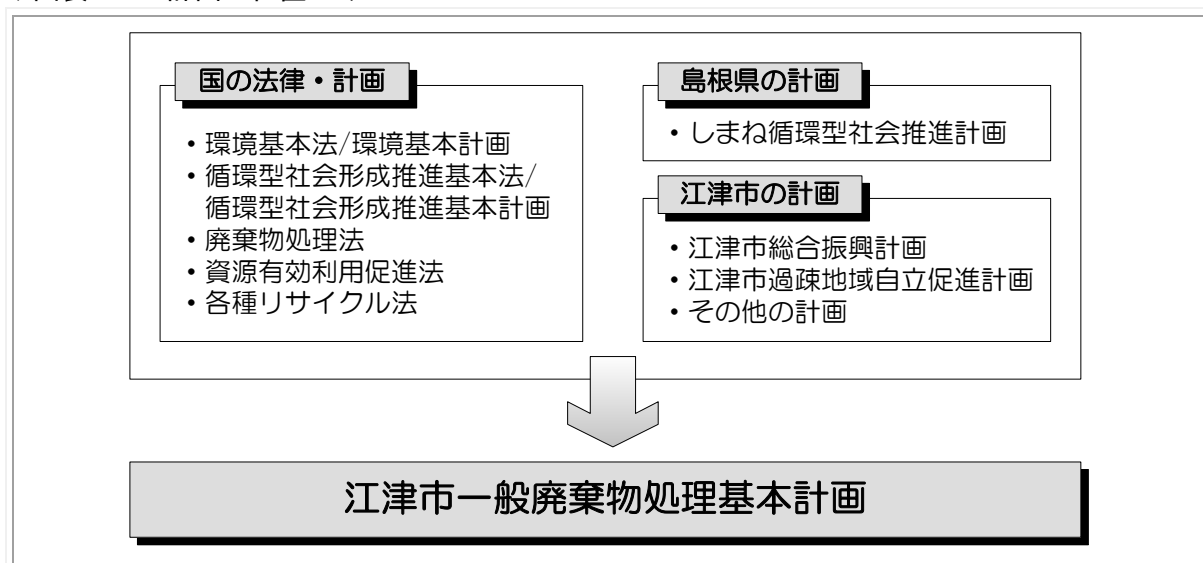
計画策定の趣旨

第1節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項においては、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めるものとされている。

江津市一般廃棄物基本計画(以下「本計画」という。)は、江津市(以下「本市」という。)が廃棄物処理法第6条に基づき、国の法律・計画、島根県の計画ならびに本市の総合振興計画等を踏まえ、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を示したものである。

◆図表 1-1 計画の位置づけ

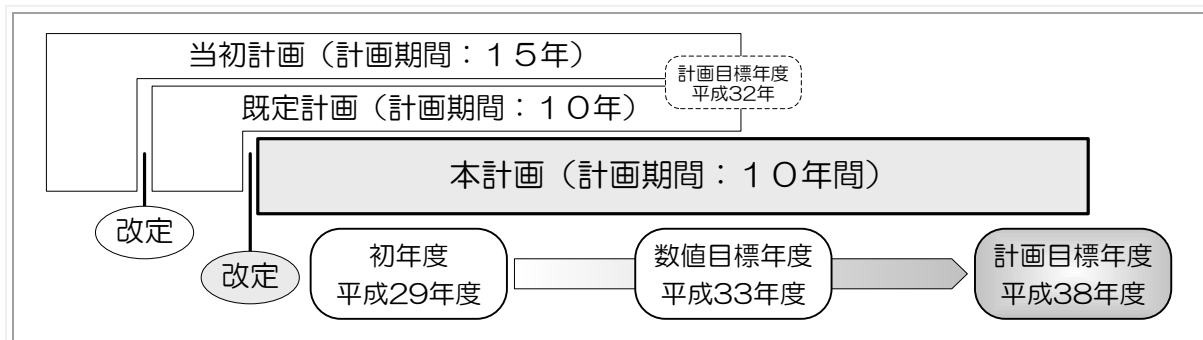


第2節 計画の期間

本計画は、目標年度を平成32年度として平成17年度に策定した当初計画(計画期間15年)の2回目の改定計画であるが、目標年度まで4年と短期間の計画となることから、平成38年度を目標年度とした10か年計画として見直すものとした。

また、初年度から5年後の平成33年度を数値目標年度として位置づけ、当該年度には計画の進捗確認を行うほか必要に応じて見直しを行う。なお、社会情勢等に大きな変化があった場合にも計画内容との整合性等を検証したうえで計画の見直しを行うものとする。

◆図表 1-2 本計画の期間

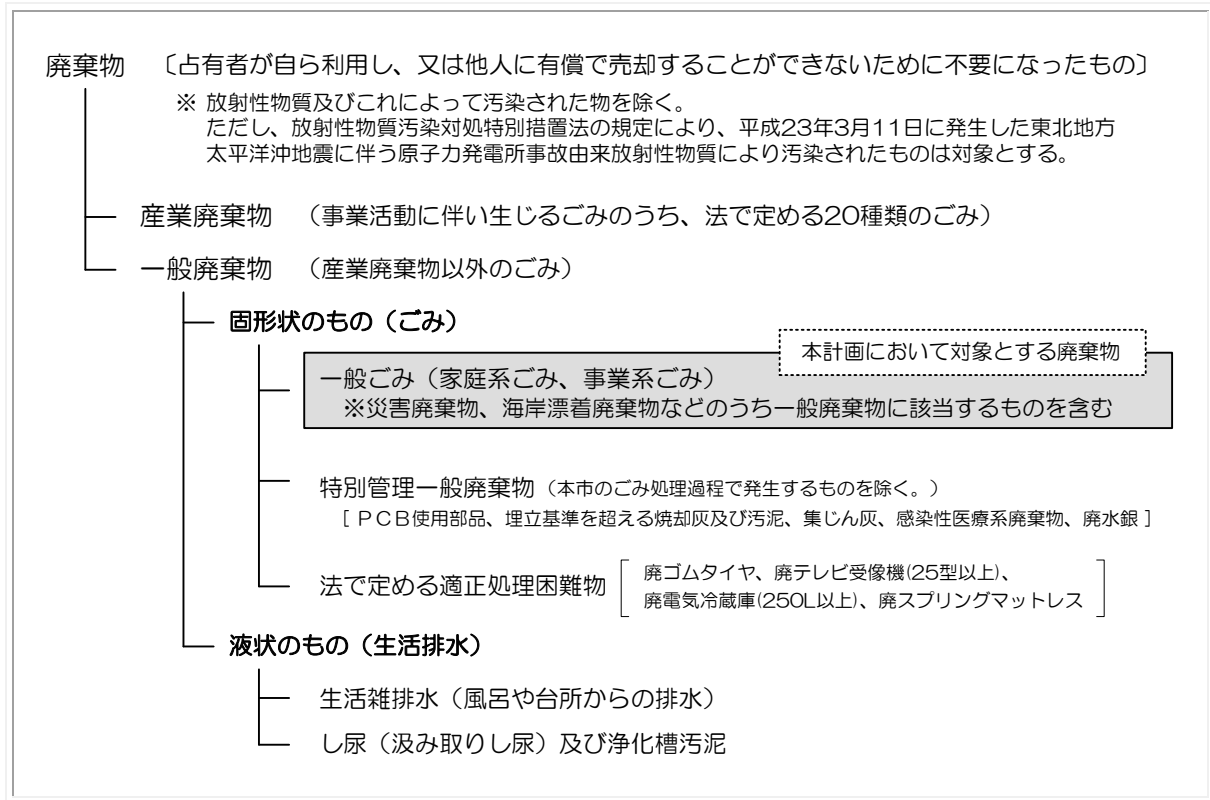


第3節 計画対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、図表 1-3 に示すとおりとする。

なお、本市（行政）による処理・処分が困難であるものは処理対象外と位置づけ、これらの扱いは図表 1-4 に示すとおりとする。

◆図表 1-3 本計画の対象廃棄物



◆図表 1-4 本計画において対象外とするごみとその取り扱い

区 分	取 り 扱 い
PCB使用部品	本市では取り扱わない。製造メーカー等に引き渡すこととする。
廃水銀	本市では取り扱わない。製造メーカー等に引き渡すこととする。
集じん灰	本市では取り扱わない。（本市のごみを処理する過程で発生するものを除く）
医療廃棄物	本市では取り扱わず専門業者に引き渡すこととする。ただし、在宅医療廃棄物のうち透析用パック・チューブなど非鋭利かつ感染性のないものが洗浄されて排出された場合は不燃ごみと同様に扱うものとする。
家電リサイクル法対象品目	テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、衣類乾燥機については、許可業者への引き渡し、指定場所への持ち込み、及び販売店引取りとする。
パソコン	製造者等の引取りとする。
その他本市で指定する処理困難物	以下のごみは、本市では取り扱わない。販売店もしくは専門の処理業者に引き渡すこととする。 <ul style="list-style-type: none"> 油の入った容器、ガスボンベ、消火器、ペンキ 自動車・バイク部品、タイヤ、ホイール、バッテリー 農機具、農薬・劇薬、農業用シート、ビニールハウス ブロック、コンクリート、ボード・スレート、建築廃材、瓦、灰、汚泥 ボイラー、風呂釜、耐火金庫、ドラム缶

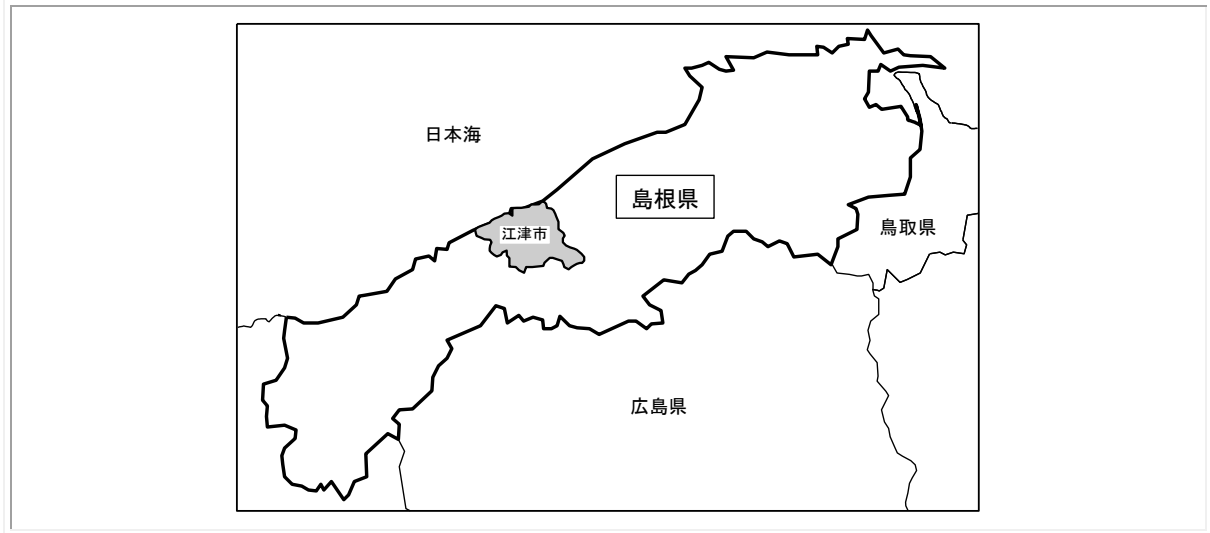
第2章

江津市の地域特性

第1節 江津市の位置

本市は、島根県の中部に位置し、面積は 268.24km² である。本市域の北部は日本海に面し、また、西部は浜田市、南部は邑南町、東部は大田市及び川本町に接している。

◆図表 2-1 本市の位置

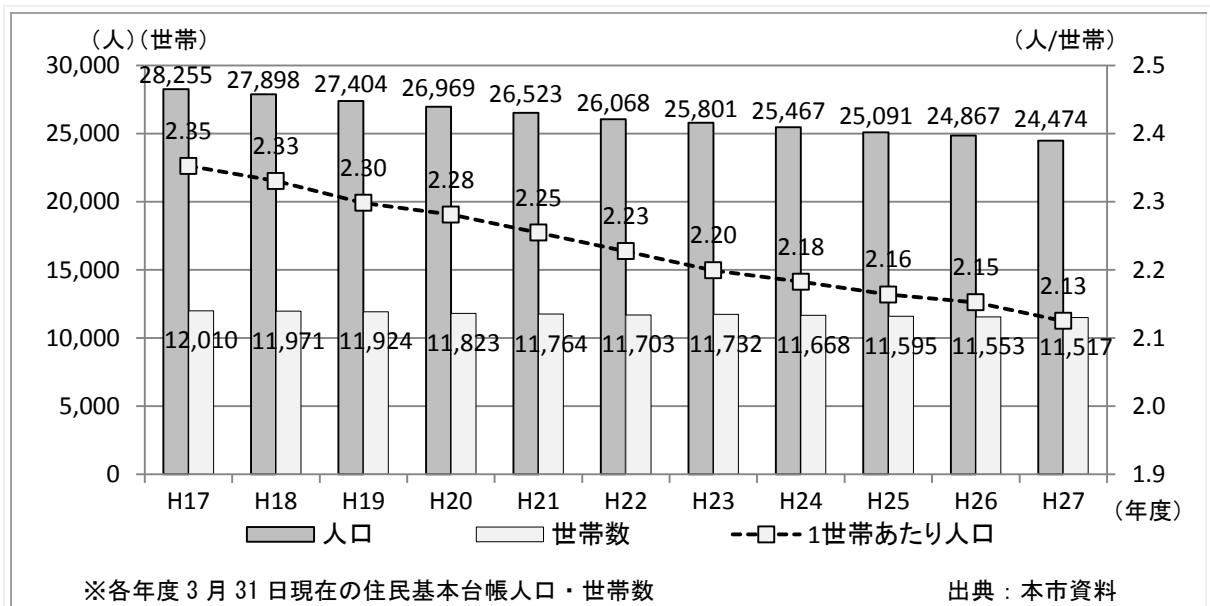


第2節 江津市の主要指標

1 人口及び世帯数

本市の近年の人口及び世帯数の推移は、図表 2-2 に示すとおりである。本市は人口及び世帯数ともに年々減少する傾向となっている。平成 27 年度末では、人口は 24,474 人、世帯数は 11,517 世帯、1 世帯あたり人口は 2.13 人である。

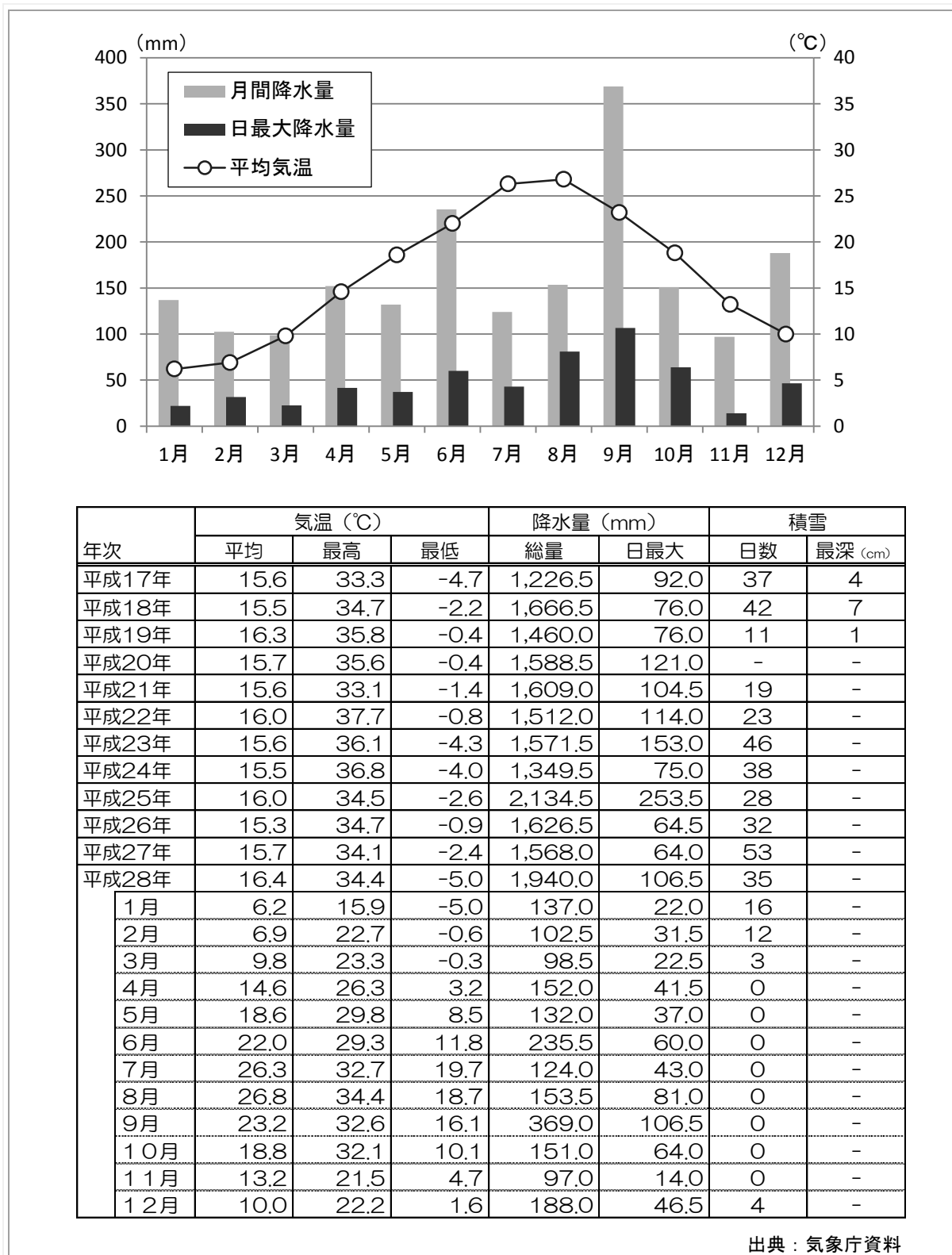
◆図表 2-2 世帯数及び 1 世帯あたり人口の推移



2 気 候

本市（浜田特別地域気象観測所）の気象概要は、図表 2-3 に示すとおりである。本市は年平均気温が 15℃程度で温暖な気候にある。沿岸部と山間部では気温や降雨量の差が見られ、山間部では積雪もあり多様な気候を併せ持っている。

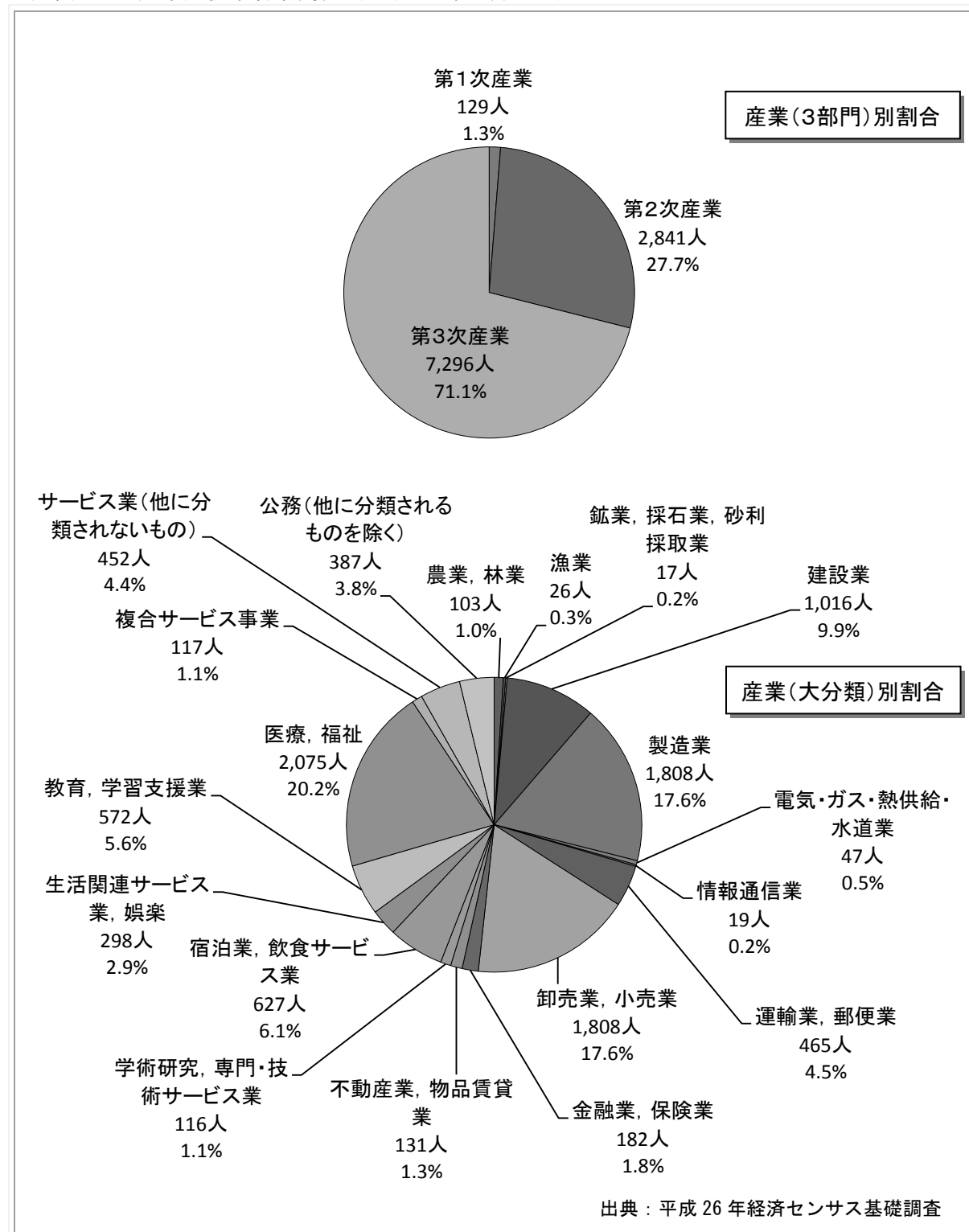
◆図表 2-3 平成 28 年の月別降水量及び月平均気温（浜田特別地域気象観測所）



3 産業

本市における平成 26 年 7 月 1 日現在の産業別就業者数は、第 1 次産業が 129 人、第 2 次産業が 2,841 人、第 3 次産業が 7,296 人となっており、合計で 10,266 人である。大分類別にみると、医療・福祉が 2,075 人で 20.2%と最も多く、次いで製造業、卸売業・小売業がともに 1,808 人で 17.6%となっている。

◆図表 2-4 産業別就業者数割合（平成 26 年 7 月 1 日）



第3章

ごみ処理の現状

第1節 ごみ処理の現状と課題

1 ごみの分別と収集運搬

本市のごみ分別区分及び排出方法と収集頻度は図表 3-1 に示すとおりである。

ごみの種類は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの3種で、さらに可燃ごみを2区分、不燃ごみを4区分、資源ごみを4種19区分としている。可燃ごみ及び不燃ごみについては指定袋制度、大型ごみはごみ券を採用し、収集運搬は委託方式により行っている。

◆図表 3-1 ごみの分別区分・排出方法と収集頻度（平成 28 年度）

分別区分（種類）		分別方法と手数料	収集頻度		排出方法	
			江津地区	桜江地区		
可燃ごみ	①可燃ごみ	指定袋 大（45L）：1枚 45円 中（30L）：1枚 30円 小（15L）：1枚 15円 直接搬入 一般家庭：50円/10kg 事業者：100円/10kg	2回/週	2回/週	ステーション方式	
	②燃やせる粗大ごみ	ごみ券（100円）を貼って出す	4回/年	4回/年		
不燃ごみ	③金物類	指定袋 大（45L）：1枚 45円 中（30L）：1枚 30円 小（15L）：1枚 15円	1回/月	8回/年		
	④プラスチック類・ガラス・陶器類	直接搬入 540円/100kg	1回/月	1回/月		
	⑤有害ごみ （電池類・蛍光灯・電球・水銀体温計など）	指定袋に入れるか、「有害ごみ」と書いたビニール袋に入れ、それを指定袋に入れる	1回/月	8回/年		
	⑥燃やせない粗大ごみ	ごみ券（100円）を貼って出す	1回/月	4回/年		
資源ごみ	紙類	⑦新聞紙	紙ひもで十字に結んで出す	1回/月		1回/月
		⑧雑誌・箱紙・厚紙				
		⑨チラシ				
		⑩飲料用紙パック				
		⑪段ボール				
	プラスチック類	⑫ペットボトル	回収容器に入れる	1回/月	1回/月	
		⑬発泡スチロール・白色トイ	回収容器に入れる			
		⑭その他プラスチック製容器包装	回収容器に入れる			
	⑮カン類（アルミ缶、スチール缶）	回収容器に入れる	1回/月	1回/月		
⑯ビン類（無色、茶色、その他の色）	回収容器に入れる	1回/月	1回/月			

2 ごみ排出量

本市におけるごみ排出量は、平成 20 年度以降横ばいで推移し、平成 25 年度からは増加傾向が見られたが、平成 26 年度から平成 27 年度にかけては減少して 7,605 t となっている。平成 25 年度及び平成 26 年度のごみ量増加は、災害発生による不燃ごみの増加が大きな要因と考えられる。

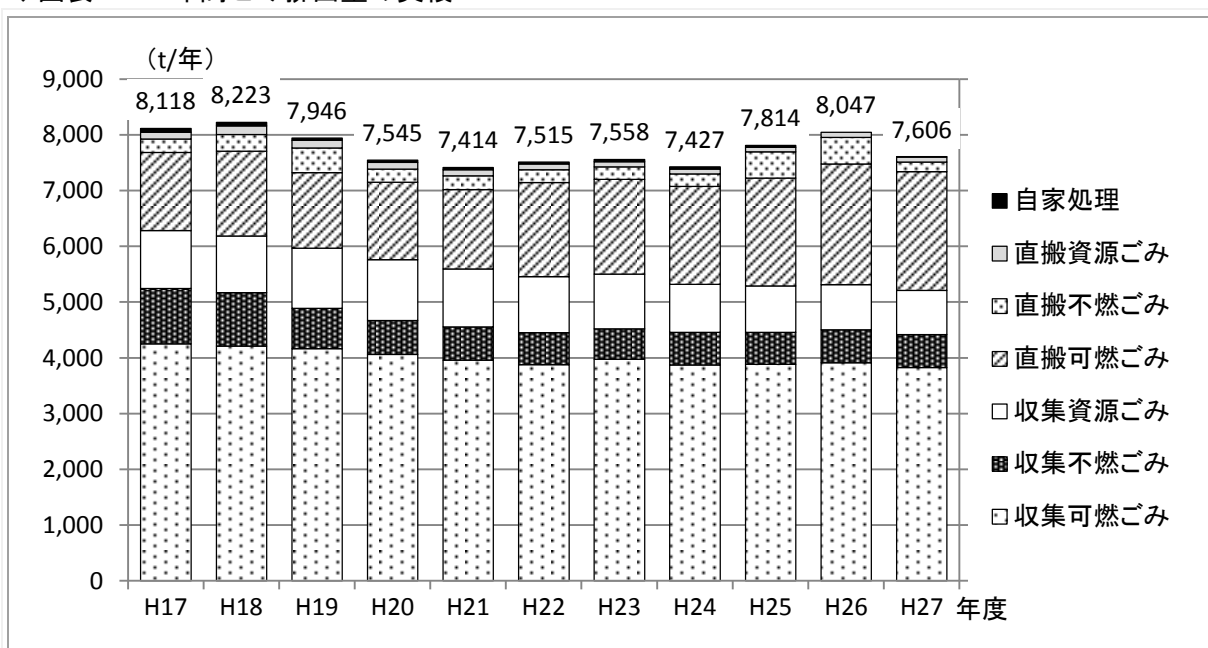
市民 1 人 1 日平均排出量で見ると、平成 21 年度以降は増加傾向となっており、ピーク時の平成 26 年度では災害ごみを含んでいるものの市民 1 人 1 日平均排出量は 889 グラムである。ピーク時においても全国平均と比べて約 20 グラム、島根県平均と比べて約 70 グラム低い状況であるが、平成 18 年度では全国平均より約 200 グラム、島根県平均より約 180 グラム低く、近年に見られる本市の市民 1 人 1 日平均排出量の増加によって、特に全国平均との差は小さくなっている。

◆図表 3-2 年間ごみ排出量の実績

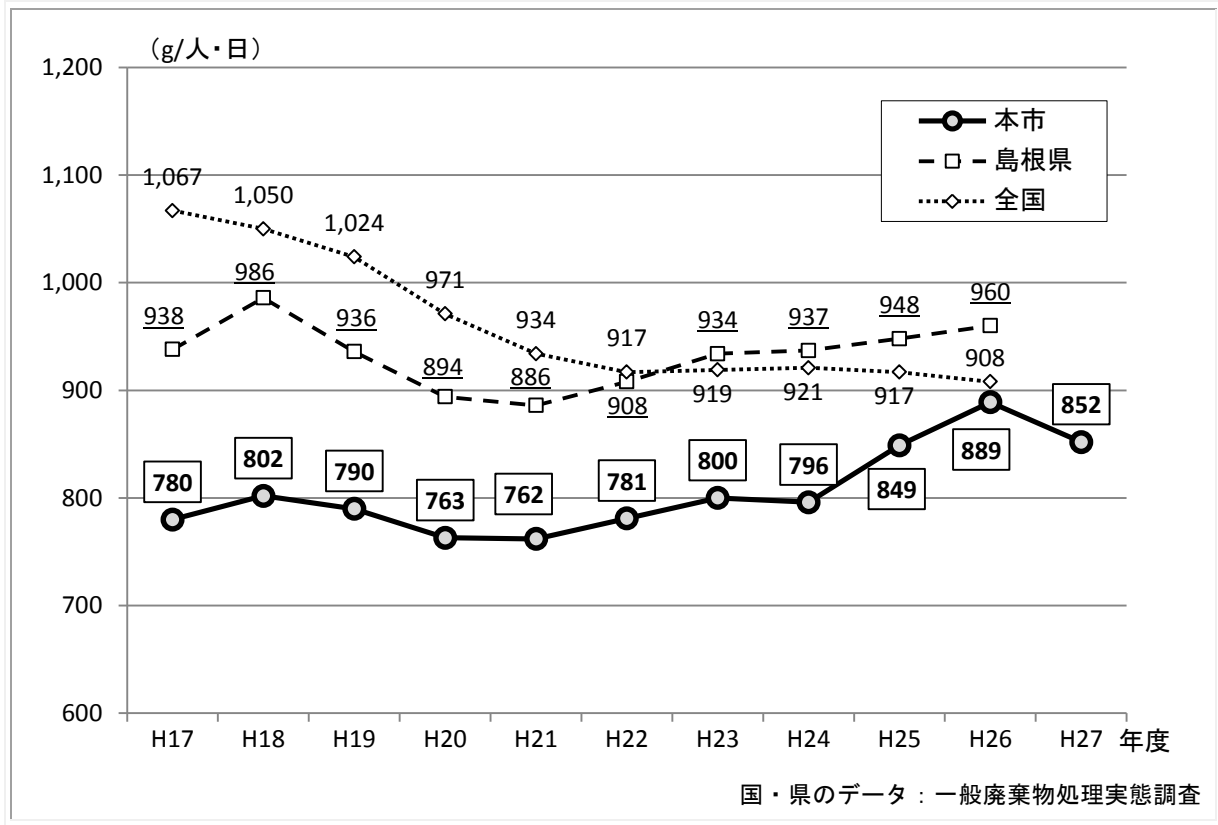
単位:t

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
収集ごみ合計	可燃ごみ	4,251	4,213	4,168	4,063	3,961	3,877	3,973	3,871	3,882	3,914	3,829
	不燃ごみ	992	956	722	607	592	574	550	588	578	592	589
	資源ごみ	1,042	1,020	1,080	1,089	1,040	1,004	982	861	828	805	792
直接搬入ごみ合計	1,761	1,975	1,936	1,748	1,784	2,022	2,015	2,069	2,488	2,736	2,395	
ごみ排出量	8,046	8,164	7,906	7,507	7,377	7,477	7,520	7,389	7,776	8,047	7,605	
自家処理量	72	59	40	38	37	38	38	38	38	0	1	
ごみ発生量	8,118	8,223	7,946	7,545	7,414	7,515	7,558	7,427	7,814	8,047	7,606	

◆図表 3-3 年間ごみ排出量の実績



◆図表 3-4 市民 1 人 1 日平均排出量の推移



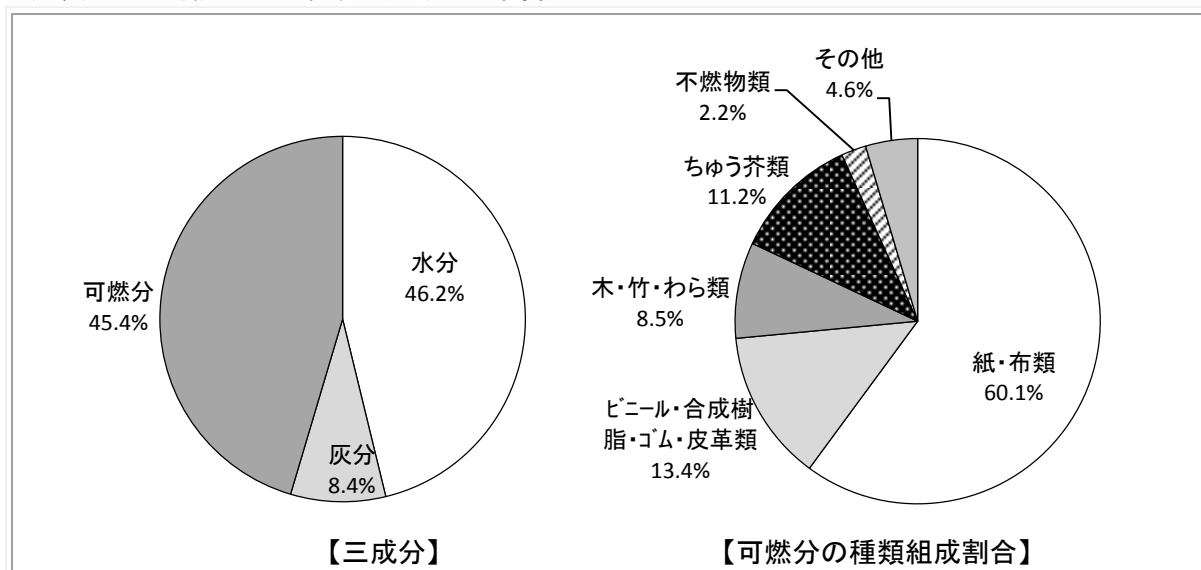
3 ごみの性状

① 可燃ごみ

本市において排出される可燃ごみの性状は、図表 3-5 に示すとおりである。なお、図表 3-5 に示すごみの性状は、浜田地区広域行政組合のエコクリーンセンターでのごみ質調査結果（H27 年度）であり、浜田市のごみも含めた組合管内の可燃ごみの性状である。

可燃ごみ中に占める水分は 46.2%、可燃分は 45.4%、灰分は 8.4% となっている。また種類組成割合については、紙・布類が 60.1% と最も多く、次いでビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類の 13.4% となっている。

◆図表 3-5 可燃ごみの性状（平成 27 年度）

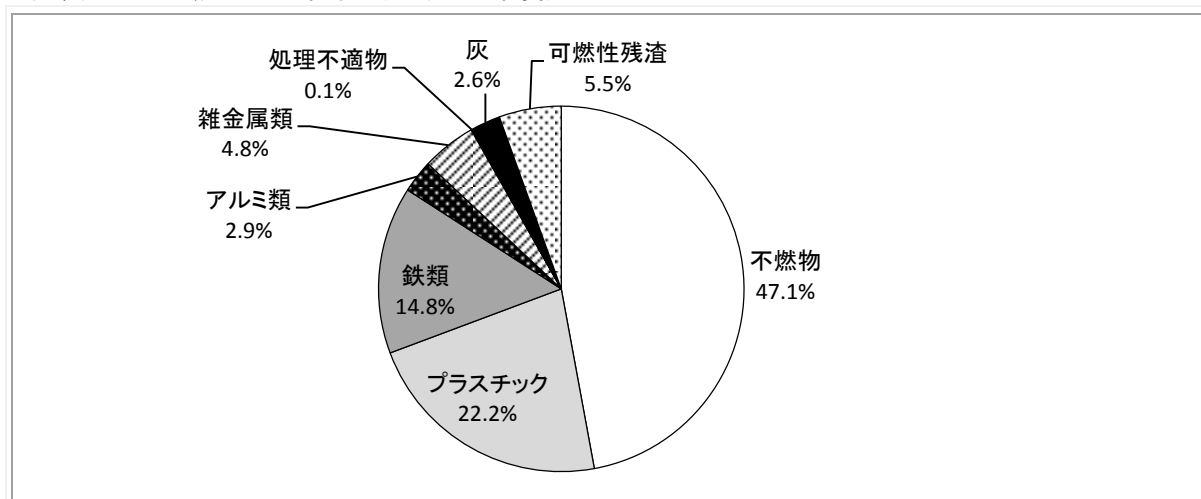


② 不燃ごみ

本市において排出される不燃ごみの性状（組成割合）は、図表 3-6 に示すとおりである。

不燃ごみの組成は、不燃物（不燃ごみ破碎残渣等）が約 47% と最も多く、次いでプラスチック類が約 22% となっており、これらは不燃ごみの約 7 割を占めている。また、鉄やアルミ等の金属類が約 23% あり、これらは資源物として回収されている。

◆図表 3-6 不燃ごみの性状（平成 27 年度）

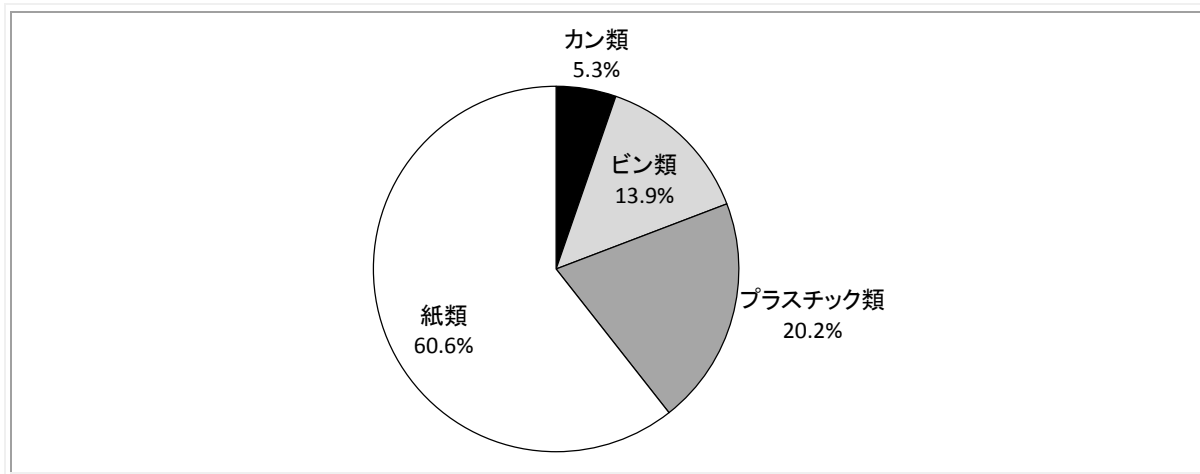


③ 資源ごみ

本市において排出される資源ごみの性状（組成割合）は、図表 3-7 に示すとおりである。

資源ごみの組成は、紙類が約 60%と最も多く、次いでプラスチック類が約 20%、ビン類が約 14%、カン類が約 5%である。

◆図表 3-7 資源ごみの内訳（平成 27 年度）



4 再資源化と最終処分

本市のごみの再資源化と最終処分の状況は図表 3-8 及び 3-9 に示すとおりである。また、平成 27 年度における処理の流れを踏まえた再資源化と最終処分の状況は図表 3-10 に示すとおりである。

平成 27 年度のごみ排出量は 7,605t である。これに対し、再資源化量は 1,520t で再生利用率は 20.0%、最終処分量は 725 t で最終処分率は 9.5% である。

また、平成 26 年度のごみ排出量は 8,047t で、これに対する再資源化量は 1,583t で再生利用率は 19.7%、最終処分量は 972t で最終処分率は 12.1% であり、全国及び島根県と本市の状況を比較すると、再生利用率、最終処分率ともに全国及び島根県の水準を下回っている状況にある。

◆図表 3-8 再資源化量の実績

		単位:t										
年度		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
【資源ごみ】 江の川 リサイクルセンター	古紙類	786	825	821	787	736	697	663	531	548	546	536
	缶類	54	45	53	56	60	56	59	58	53	51	47
	びん類	142	135	143	150	147	144	139	132	124	127	123
	ペットボトル	34	31	37	40	39	44	44	56	44	42	43
	プラスチック製 容器包装類	145	139	167	179	171	165	168	170	136	130	135
【不燃ごみ・粗大ごみ】 島の星 クリーンセンター	鉄	110	142	124	111	106	105	116	105	156	126	119
	アルミ	28	24	23	24	19	20	24	20	25	26	23
	その他金属	58	73	101	51	35	30	18	30	51	59	40
【可燃ごみ】* エコクリーンセンター	スラグ	-	76	471	419	400	384	407	395	424	423	405
	メタル	-	9	61	40	46	58	49	46	46	53	49
合 計		1,357	1,499	2,001	1,857	1,759	1,703	1,687	1,543	1,607	1,583	1,520

※可燃ごみについては浜田地区広域行政組合による処理。

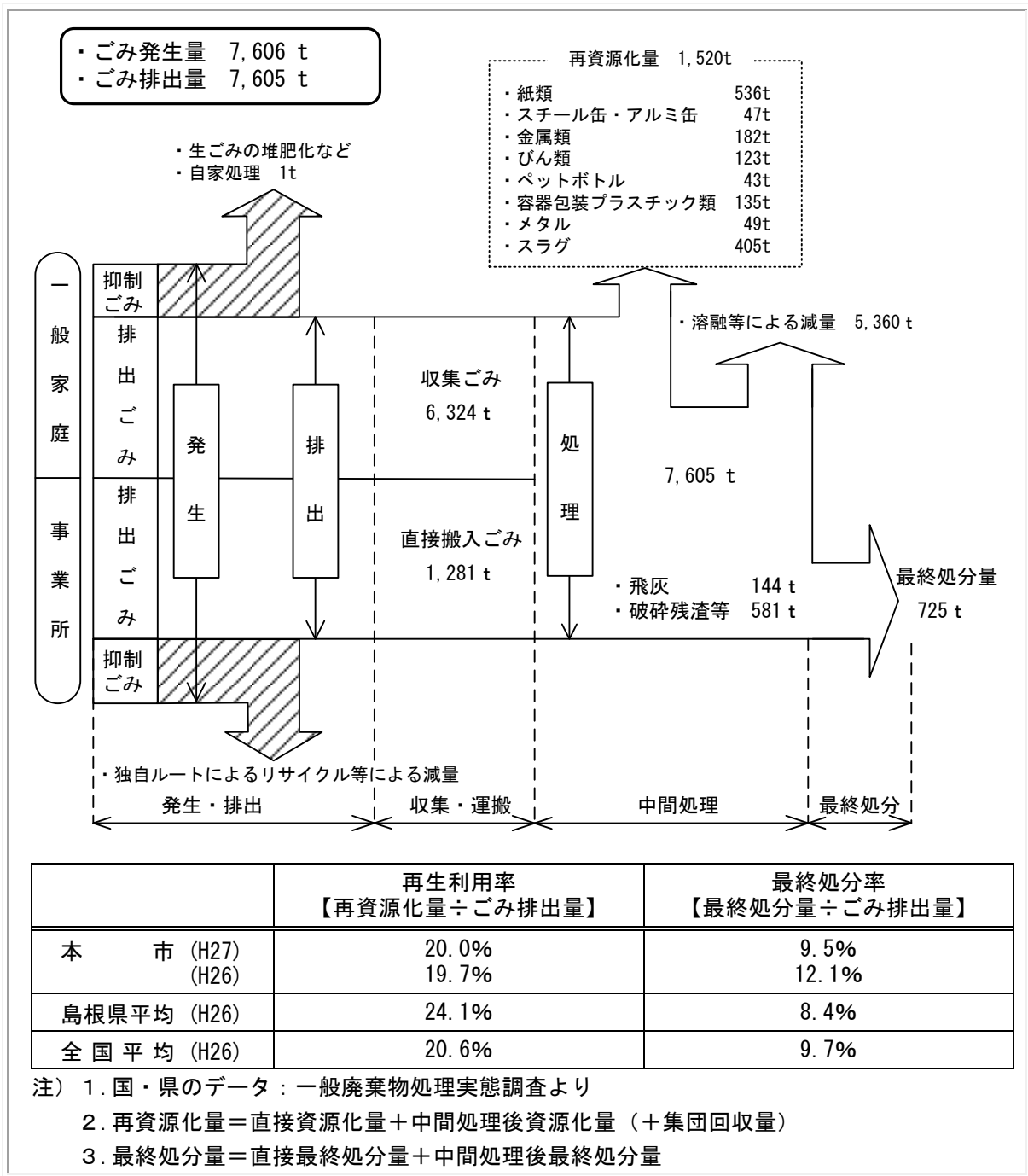
◆図表 3-9 最終処分量の実績

		単位:t										
年度		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
島の星 クリーンセンター	破碎残渣等	988	922	871	609	629	613	571	639	994	821	581
浜田清掃第一処理場/ エコクリーンセンター*	焼却灰	720	455	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	集じん灰	-	62	191	181	167	165	161	144	156	151	144
合 計		1,708	1,439	1,062	790	796	778	732	783	1,150	972	725

※浜田地区広域行政組合による処理。

H18.12以前は浜田清掃第一処理場、H18.12以降は新施設エコクリーンセンターにて処理。

◆図表 3-10 ごみの再資源化と最終処分【平成 27 年度】



5 ごみ処理の体制

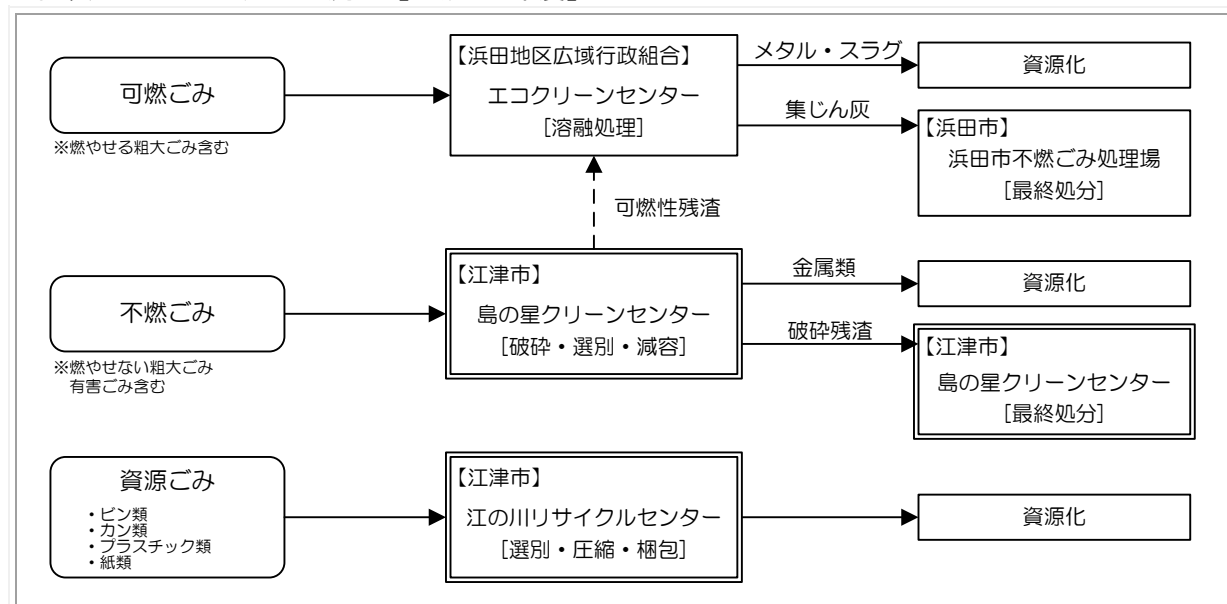
本市におけるごみ処理の流れは図表 3-11 に示すとおりである。

可燃ごみは、浜田地区広域行政組合の可燃ごみ処理施設であるエコクリーンセンターにおいて溶融処理を行い、処理残渣のうち集じん灰は浜田市が管理する最終処分場にて埋立処分を行っている。また、処理残渣のスラグ・メタルについては資源化している。なお、平成 18 年 12 月のエコクリーンセンター供用開始前は、可燃ごみについては浜田地区広域行政組合の浜田清掃第一処理場にて処理を行っていた。

不燃ごみは、島の星クリーンセンターにおいて破碎・選別・減容処理を行い、金属等の資源物は回収し、処理後の破碎残渣は同施設の最終処分場にて埋立処分を行っている。資源ごみは、江の川リサイクルセンターにおいて選別・圧縮・梱包処理を行い、資源化業者へ引き渡している。

なお、島の星クリーンセンターの最終処分場は、平成 28 年度に嵩上げ工事を実施しており、平成 29 年度からは施設規模が 53,000 m³の施設となる。

◆図表 3-11 ごみ処理の流れ【平成 28 年度】



◆図表 3-12 施設の概要

設置主体	施設名	稼働開始年月日	規模	中間処理方法	対象ごみ
浜田地区 広域行政組合	エコクリーンセンター	H18.12	98t/24h	溶融	可燃ごみ
江津市	島の星クリーンセンター	H7.4	25t/5h	破碎・選別・減容	不燃ごみ
	島の星クリーンセンター (最終処分場)	H7.4 H29.4 (嵩上)	53,000 m ³	—	不燃残渣
	江の川リサイクルセンター	H14.4	2t/5h	選別・圧縮・梱包	資源ごみ

6 ごみ処理経費

本市における可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等全てのごみに関する処理経費を図表 3-13 に示す。

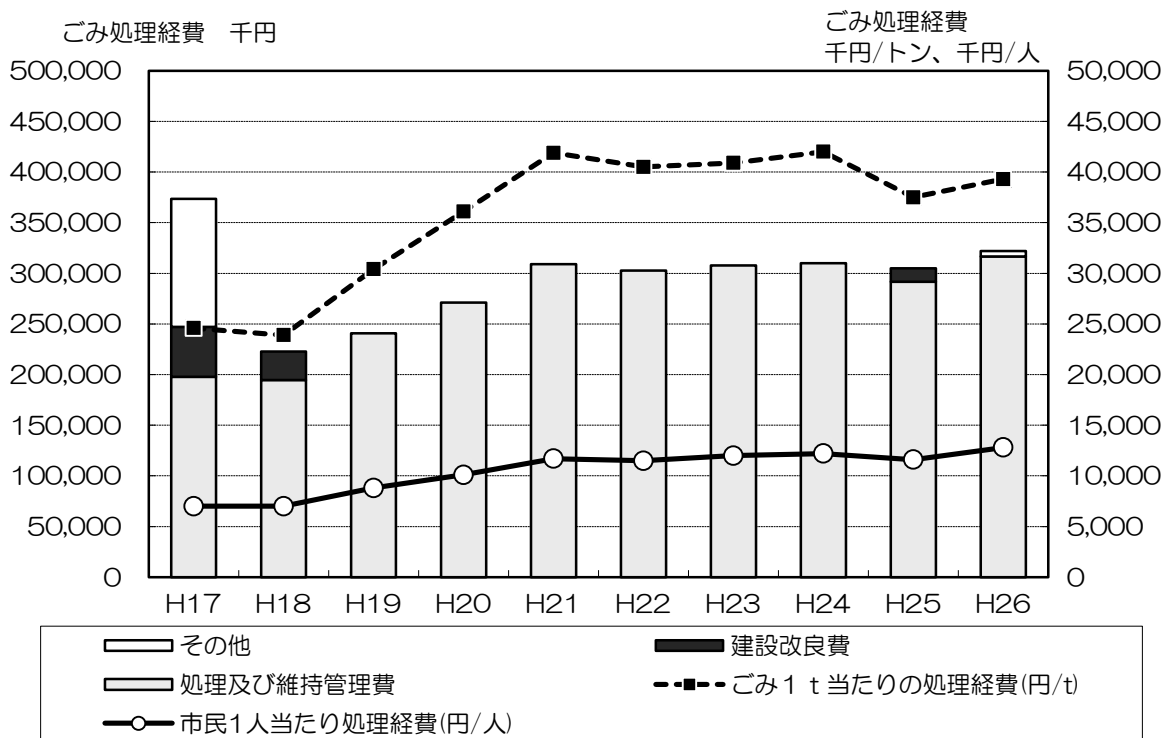
建設改良費を除く処理及び維持管理費は、平成 18 年以降に増加したのち平成 21 年度を境に横ばい傾向となっている。ごみ 1 t 当たり及び市民 1 人当たりの処理経費（処理及び維持管理費）も同様に増加傾向にあり、平成 27 年度においてはそれぞれ約 39,300 円/t、約 12,800 円/人となっている。

なお、平成 17 年度及び平成 18 年度は建設改良費の組合分担金に大きな経費が掛かっているが、これは浜田地区広域行政組合のエコクリーンセンター施設整備に関するものである。

◆図表 3-13 ごみ処理経費

年度		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
建設改良費	本市 (千円)	368	0	0	0	0	0	0	0	13,147	0
	組合分担金 (千円)	48,921	28,078	0	0	0	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	本市 (千円)	124,898	124,865	119,560	133,872	129,972	130,438	133,989	142,657	129,932	156,237
	組合分担金 (千円)	72,904	69,861	121,097	137,383	179,064	172,171	173,908	167,408	161,821	160,335
その他 (千円)		126,543	0	0	0	0	0	0	0	0	5,314
合計 (千円)		373,634	222,804	240,657	271,255	309,036	302,609	307,897	310,065	304,900	321,886
処理及び維持管理費	ごみ 1 t 当たり (円/t)	24,600	23,900	30,400	36,100	41,900	40,500	40,900	42,000	37,500	39,300
	市民 1 人当たり (円/人)	7,000	7,000	8,800	10,100	11,700	11,500	12,000	12,200	11,600	12,800

※ ごみ 1 t 当たりの処理経費 = 処理及び維持管理費 ÷ ごみ排出量
市民 1 人当たり処理経費 = 処理及び維持管理費 ÷ 行政区内人口



出典：一般廃棄物処理実態調査

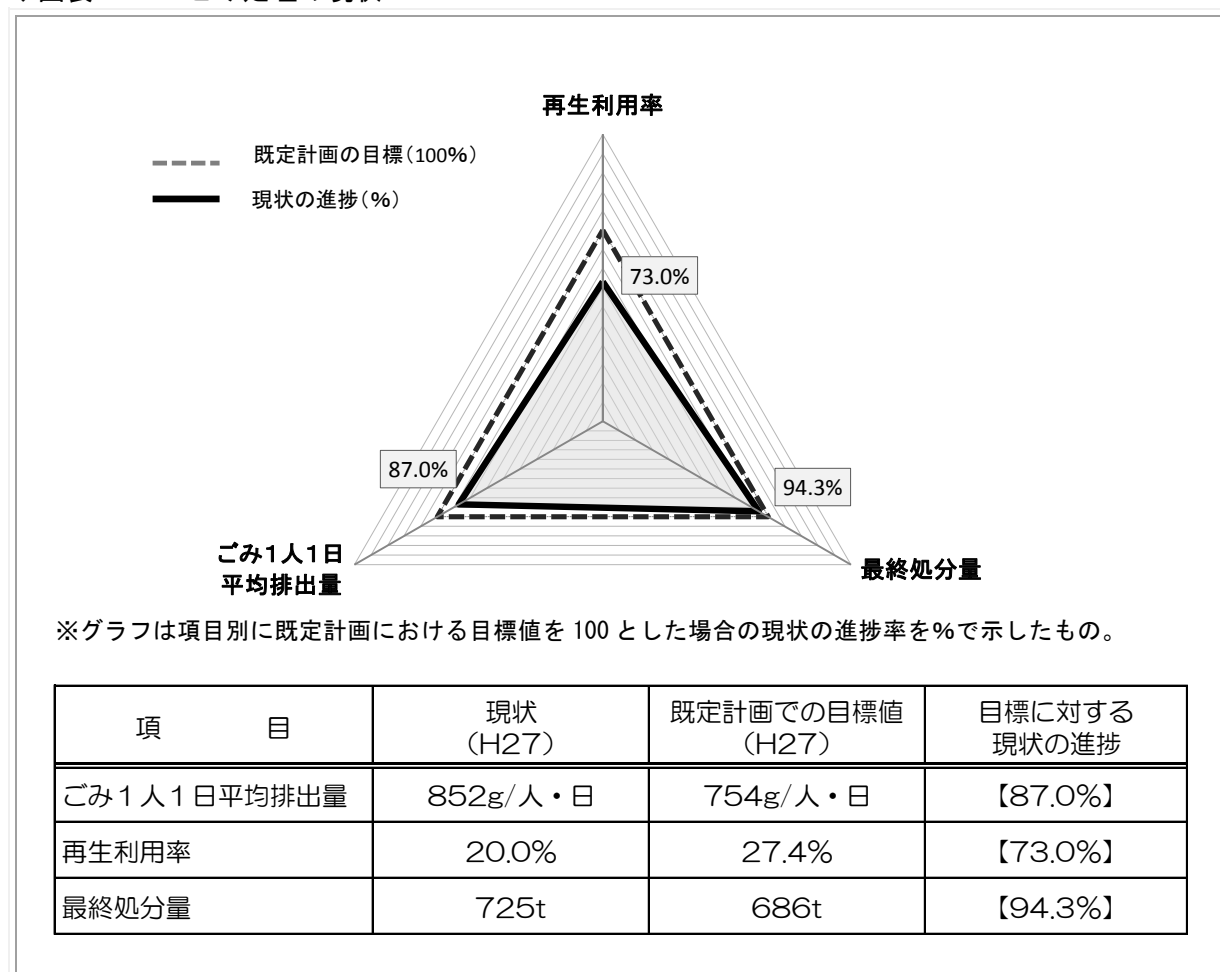
7 ごみ処理の現状

本市では、本計画の前計画である既定計画（平成 23 年 3 月策定）において、目標年度を平成 27 年度として『ごみ 1 人 1 日平均排出量』、『再生利用率』、『最終処分量』の 3 項目に目標値を掲げている。

既定計画の目標値に対する現状（平成 27 年度）のごみ処理の進捗状況を図表 3-14 に示す。

現状の進捗状況は、目標値に対してごみ 1 人 1 日平均排出量は 87.0%、再生利用率は 73.0%、最終処分量は 94.3%の進捗となっており、いずれの指標についても既定計画の目標達成には至っていない。

◆図表 3-14 ごみ処理の現状



8 ごみ処理に関する課題

① ごみの排出・収集運搬に関する課題

- ・分別区分は統一されているものの、ごみの収集頻度や排出方法が江津地区、桜江地区で違いがあるため、統一や収集運搬に係る費用負担等を勘案しつつ、市民の利便性を向上していくことが必要である。
- ・ごみの市民1人1日平均排出量は、全国平均・島根県平均を下回ってはいるが、近年は増加傾向にあり、人口が減少する一方でごみの年間排出量は増加傾向にある。また、最終処分場は容量に限りのある施設であることから、延命化を図り、長く施設を使っていく必要があり、これまで実施してきたごみ発生・排出削減の取組をさらに推進し、一層のごみ発生排出削減及び分別の徹底が必要である。

② 最終処分に関する課題

- ・不燃物処理残渣を埋立て処分している島の星クリーンセンターは、平成28年度嵩上げ工事（1段目）と浸出水処理施設改修工事を実施し、埋立て容量が10,000m³増加し、今後2段目の嵩上げ工事を行うことでさらに10,000m³を増加させることが可能となっている。今後、新たな施設整備を行うことは極めて困難な状況であることから、引き続き現在の施設の長寿命化のための方策について検討することが必要である。

③ その他の課題

- ・ごみ処理に関する処理及び維持管理費は、平成18年度以降に増加したのち横ばいで推移しており、高止まりしている状況にある。ごみ処理の効率化等によってごみ処理経費の削減が必要である。
- ・不法投棄の増加による環境への悪影響が社会的な問題として顕在化している。そのため、不法投棄対策を講じていく必要がある。
- ・平成25年4月1日、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が施行され、使用済小型電子機器等を分別して収集するために必要な措置を講ずるとともに再資源化を適正に実施し得るものに引き渡すように努めることが求められている。また、最終処分場への埋立て処分量を削減する観点からも小型家電リサイクルの推進が必要である。
- ・「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が平成27年6月に公布された。これに伴い廃掃法施行令が改正される見通しとなり、一般廃棄物となったものから回収した廃水銀及び当該廃水銀を処分するために処理したものが新たに特別管理一般廃棄物に指定されることとなっている。「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」では市町村の責務として水銀使用製品を適正回収することが規定されており、今後は適正な分別収集体制の整備などの対応が必要である。

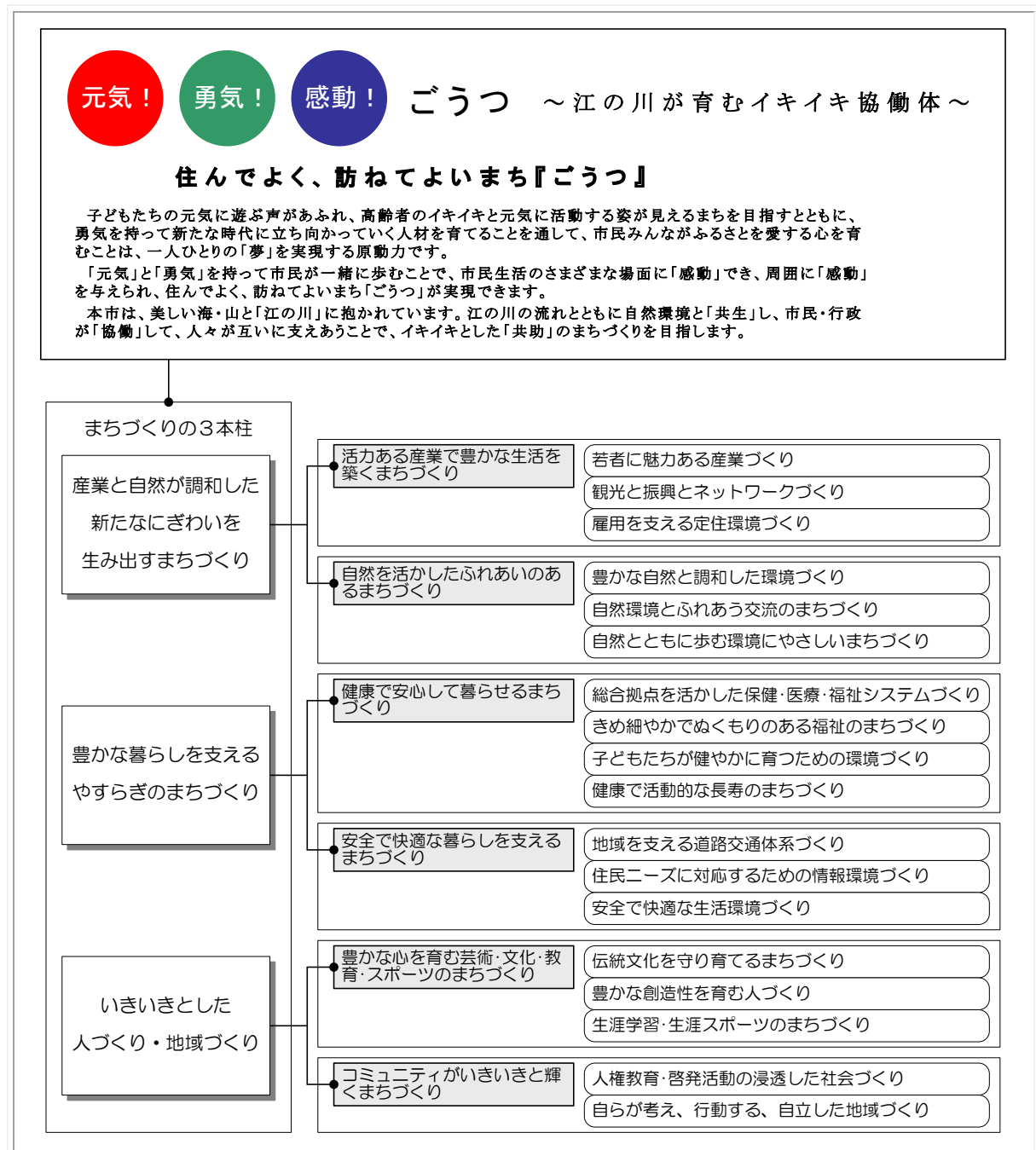
第4章

ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

本市では、平成16年10月の合併にあたり、合併後に目指すべきまちづくりの基本方針と施策の方向を定めた新市建設計画を策定している。平成18年度には、新市建設計画を基本とし、平成19年度から10年間を計画期間とした第5次江津市総合振興計画（以下「総合計画」という。）を策定し、平成23年度にはその後期基本計画（平成24年度～平成28年度）を策定している。総合計画は、市民と行政が協力してまちづくりを進めるために、長期的、総合的な施策のあり方が明らかにされ、計画的な市政経営の指針となるものである。

◆図表 4-1 江津市総合振興計画における施策体系



総合計画においては、『元気！勇気！感動！ごうつ～江の川が育むイキイキ協働体～』を基本理念とし、廃棄物処理に関しては、ごみの減量化や再資源化につながるリサイクル活動やそのための分別収集を推進し、市民・企業・行政が一体となった省エネルギーシステムの構築に取り組むとしている。

これを踏まえ、本計画におけるごみ処理の基本方針は、①リサイクル活動の推進、②ごみの分別収集の推進、③環境に配慮したごみの適正処理の推進とする。

ごみ処理の基本方針

1. リサイクル（3R）活動の推進

リサイクル施設を有効に稼働させるとともに地元地域に密着した循環型社会システムの構築を目指し、また、3R 運動を進めることによる資源の有効利用とごみの減量化を図る。

2. ごみの分別収集の推進

地域住民の協力のもと、引き続きごみ排出時の分別を徹底し、よりいっそうの資源化を促進する。

3. 環境に配慮したごみの適正処理の推進

環境への負荷低減を図り、地域の環境美化を進めるため、ごみの安全かつ適正な処理を推進する。

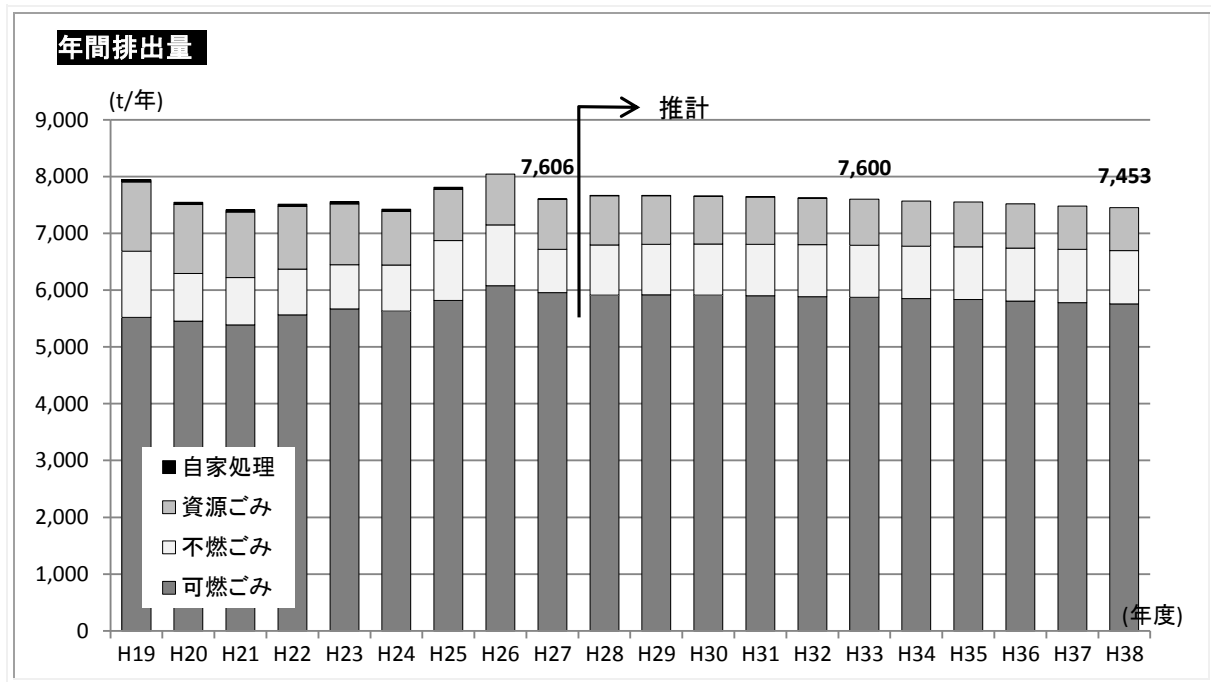
第2節 数値目標

本計画における具体的な数値目標は、ごみ排出削減目標、再資源化目標、最終処分目標について設定するものとした。なお、数値目標は、計画期間の中間年度に数値目標年度として位置付けた平成33年度に達成することを前提として設定し、計画目標年度の数値目標は、今後、計画の進捗状況を踏まえたうえで必要に応じて見直すものとする。

1 ごみ排出量の将来見込み(単純推計)

本市のごみ排出量は、現状において変動しながら横ばいで推移する傾向にあり、このまま推移すると平成33年度において7,600トン、平成38年度において7,453トンになると見込まれる。

◆図表 4-2 ごみ排出量の将来見込み（単純推計）



2 ごみ排出削減目標値

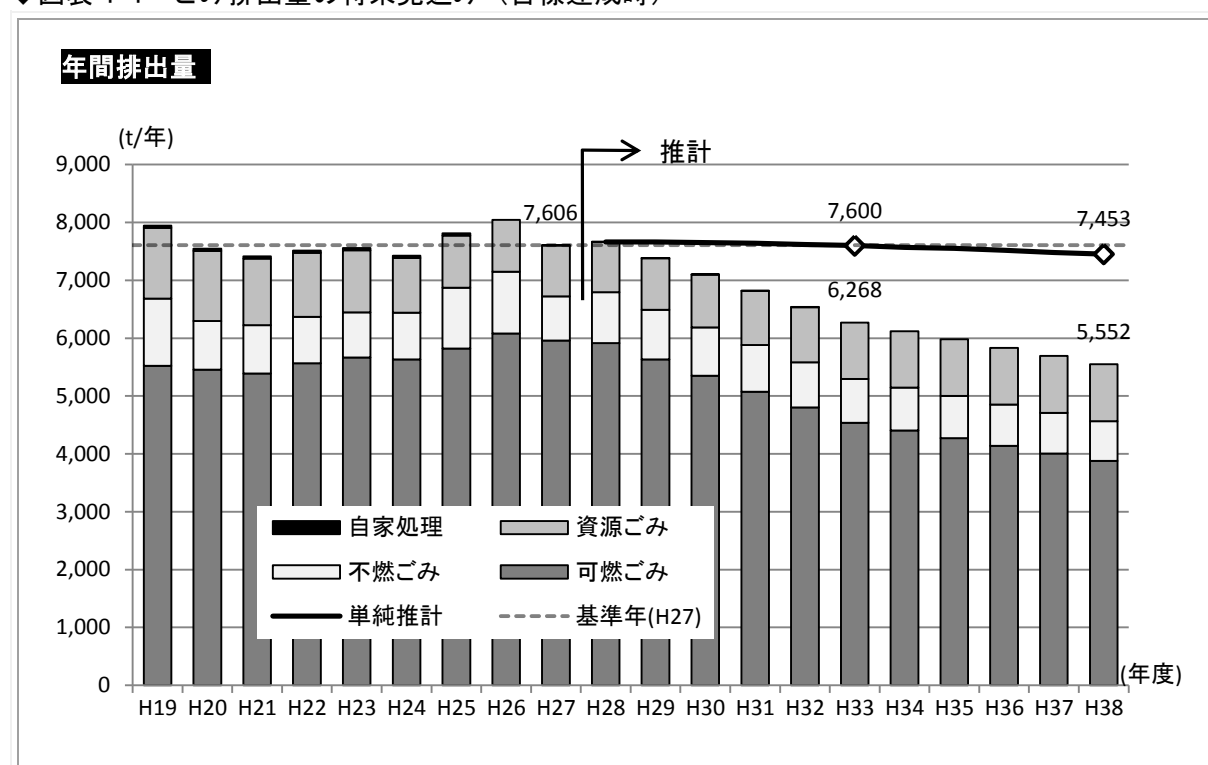
本計画におけるごみの排出削減目標値は、排出原単位が増加傾向となっているごみのうち、直接搬入資源ごみを除く収集可燃ごみ、収集不燃ごみ及び直接搬入可燃ごみについて設定するものとした。具体的には、数値目標年度である平成35年度までに、対象とするごみの排出原単位を過去10年間に於いて最も少なかった実績程度まで削減することを目標とした。また、資源ごみについては、分別徹底等の推進により収集可燃ごみから20グラム/人・日を資源ごみに移行させることを目標とした。

目標達成後のごみ排出量は、数値目標年度の平成33年度において6,268トンと見込まれ、単純推計に対して約1,300トン（約18%）減、基準年度である平成27年度に対して約1,300トン（約18%）減となる。

◆図表 4-3 発生・排出削減

ごみ種類	実績値 基準年度 【H27】	将来見込み量					
		数値目標年度【H33】			計画目標年度【H38】		
		単純推計	目標達成	対基準年度	単純推計	目標達成	対基準年度
可燃ごみ	5,959t	5,873t	4,537t	76.1%	5,808t	3,880t	65.1%
不燃ごみ	762t	920t	760t	99.7%	935t	687t	90.2%
資源ごみ	884t	807t	971t	109.8%	774t	985t	111.4%
排出量合計	7,605t	7,600t	6,268t	82.4%	7,517t	5,552t	73.0%
自家処理	1t	0t	0t	0.0%	0t	0t	0.0%
発生量合計	7,606t	7,600t	6,268t	82.4%	7,517t	5,552t	73.0%

◆図表 4-4 ごみ排出量の将来見込み（目標達成時）



3 再資源化目標

本計画における再資源化目標は、現状の資源化の取組に加え、分別徹底の推進により可燃ごみからの移行量を見込み、数値目標年度の平成33年度において再生利用率を23.7%とするものとして設定した。目標達成後の再生利用率は、単純推計の19.2%に対して4.5ポイント増、基準年度である平成27年度の20.0%に対しては3.7ポイント増となる。

◆図表 4-5 再資源化目標

ごみ種類	実績値 基準年度 【H27】	将来見込み			
		数値目標年度【H33】		計画目標年度【H38】	
		単純推計	目標達成時	単純推計	目標達成時
ごみ排出量	7,605t	7,600t	6,268t	7,517t	5,552t
再資源化量	1,520t	1,459t	1,486t	1,402t	1,435t
再生利用率	20.0%	19.2%	23.7%	18.7%	25.8%

4 最終処分量目標

本計画における最終処分目標は、数値目標年度の平成33年度において最終処分量657トンと設定した。目標達成後の最終処分量は、数値目標年度の平成33年度において、単純推計の803トンに対して146トン（約18%）、基準年度である平成27年度の724トンに対して67トン（約11%）の削減となる。

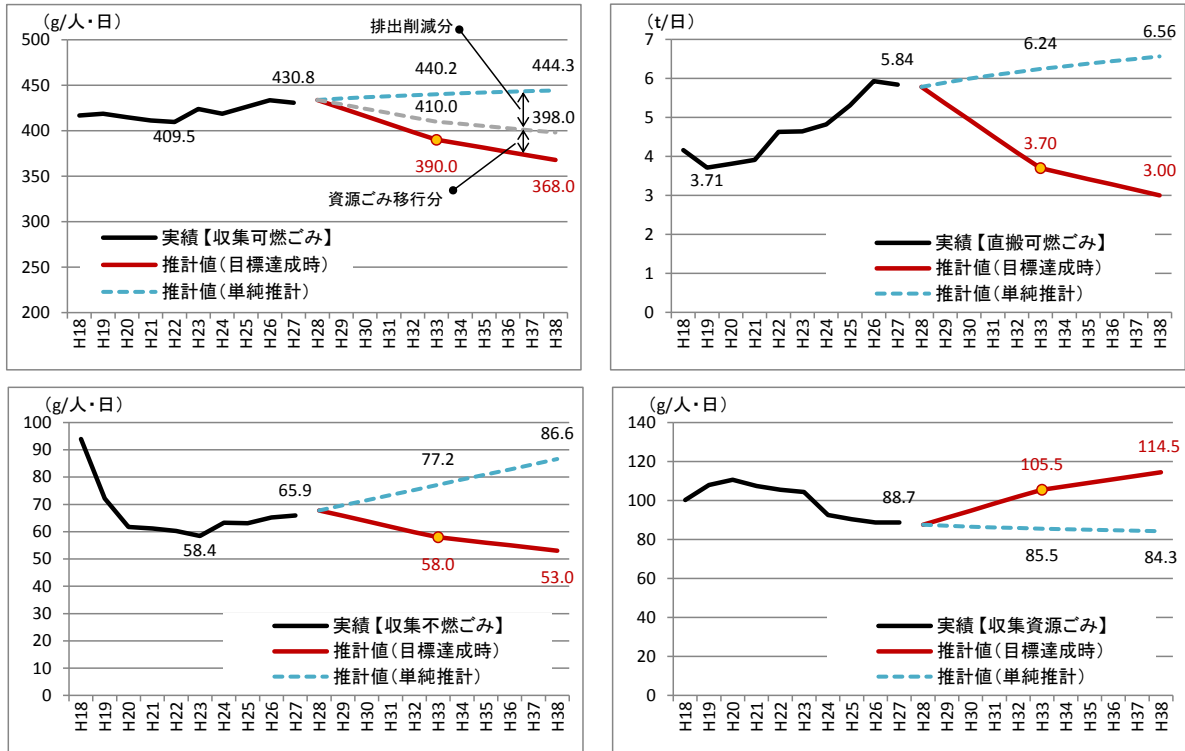
◆図表 4-6 最終処分量目標

ごみ種類	実績値 基準年度 【H27】	将来見込み			
		数値目標年度【H33】		計画目標年度【H38】	
		単純推計	目標達成時	単純推計	目標達成時
ごみ排出量	7,605t	7,600t	6,268t	7,517t	5,552t
最終処分量	724t	803t	657t (対H27:90.7%)	817t	587t (対H27:89.3%)

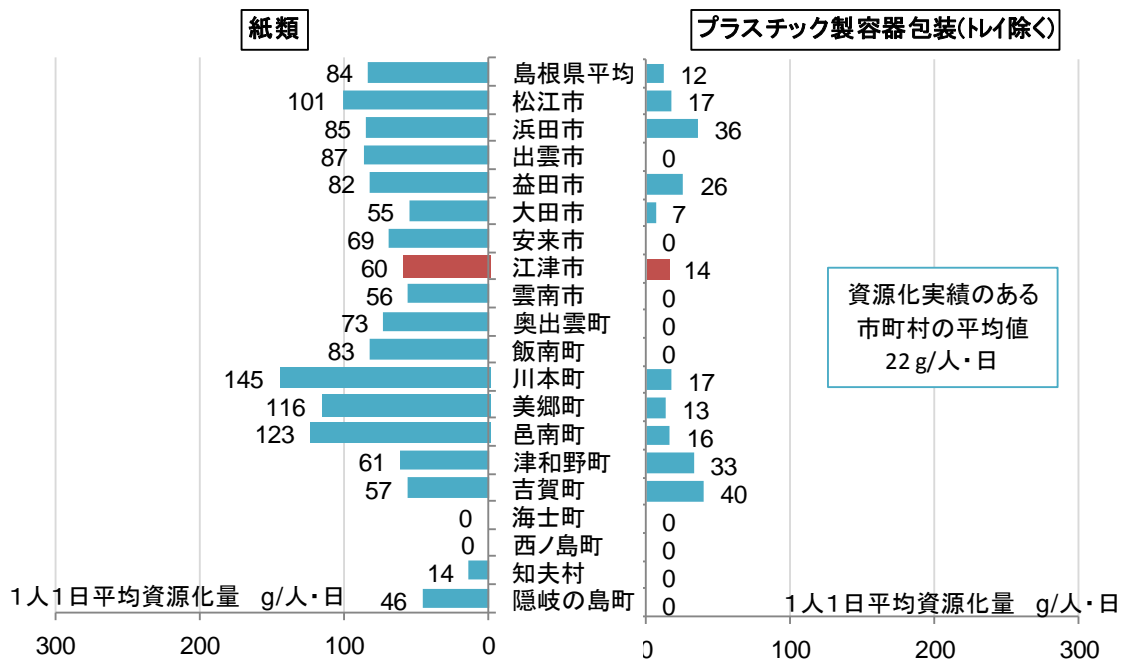
◆図表 4-7 ごみ排出抑制の取組と目標及び効果の試算

収集可燃ごみ、直搬可燃ごみ、収集不燃ごみについては、排出原単位を過去 10 年間に於いて最も少なかった実績程度まで削減することを目標とした。

収集可燃ごみ	○生活スタイルの見直し等 ○生ごみの水切り等 ○分別徹底による資源ごみ排出	-30g -20g	直搬可燃ごみ	○生活スタイルの見直し等 ○事業活動の見直し等	-2.54t
収集不燃ごみ	○生活スタイルの見直し等	-19g	収集資源ごみ	○可燃ごみからの分別排出	+20g



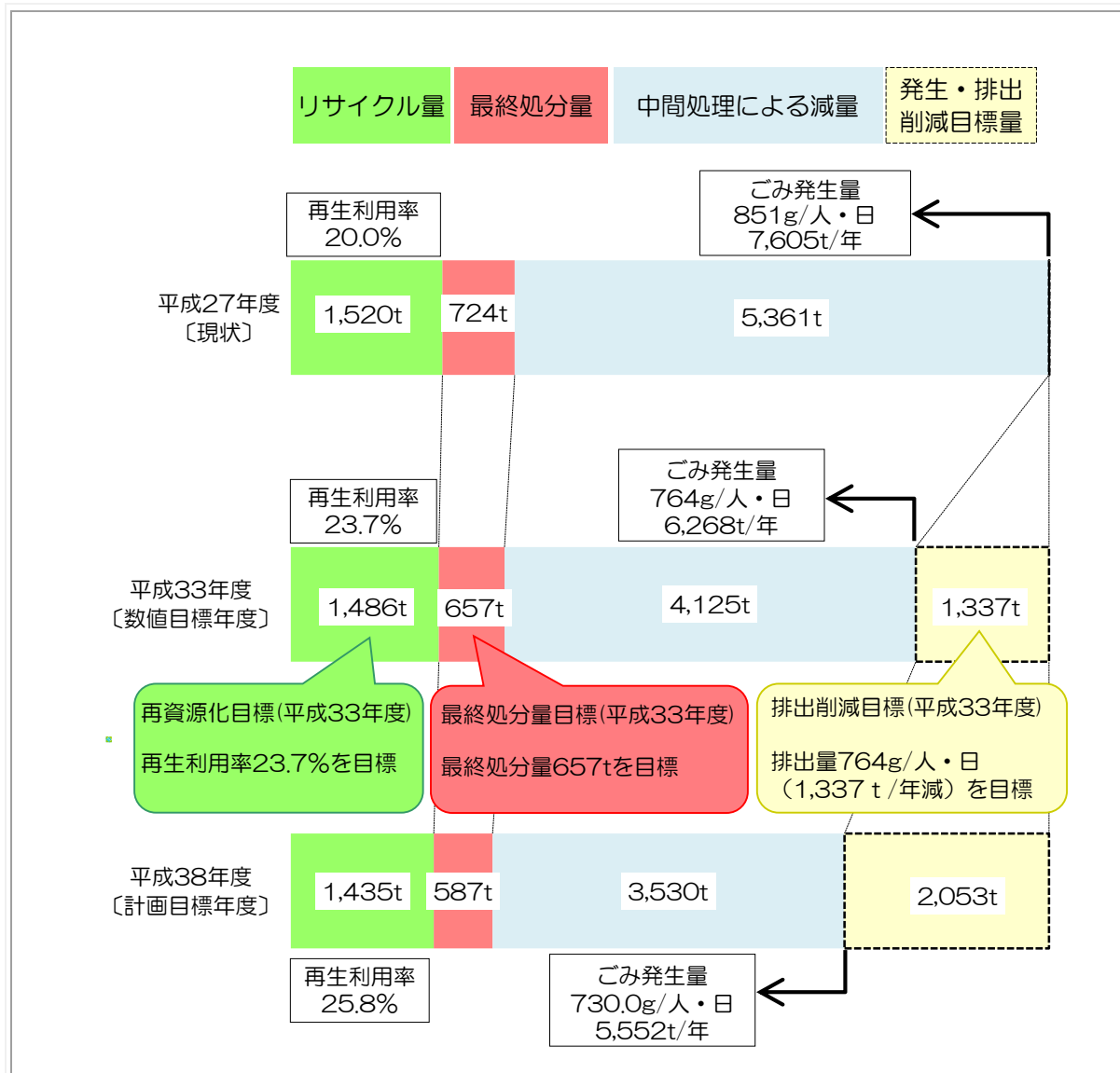
分別徹底による可燃ごみからの資源ごみ排出の対象は、紙類及びプラスチック製容器包装を想定した。紙類については、新聞・雑誌等の減少が予想されるため島根県平均と本市実績の差分の半分まで増加させること (+12 g)、プラスチック製容器包装については、資源化実績のある市町村の平均資源化量程度まで増加させること (+8 g) とし、合計+20 g の分別排出を目標とした。



4 総括

以上より、本計画における数値目標及び将来見込み値を総括すると、図表4-8に示すとおりとなる。

◆図表 4-8 目標値の総括



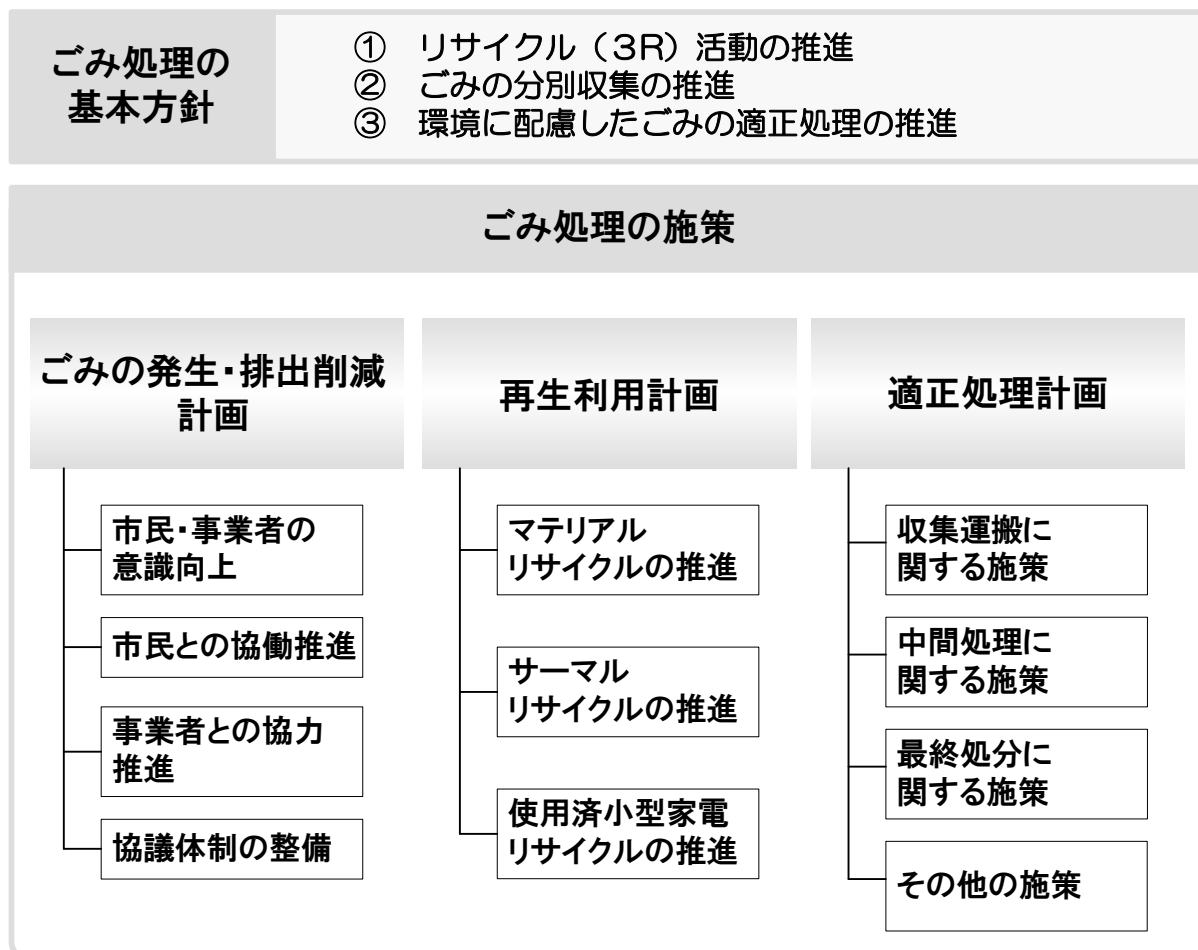
項目	平成27年度実績値 (基準年度)	平成33年度目標値 (数値目標年度)	目標値の 対平成27年度比較
ごみ発生量 【市民1人1日あたり平均排出量】	851 g/人・日 (7,605 t/年)	764 g/人・日 (6,268 t/年)	87 g/人・日削減 (1,337 t削減)
再資源化 【再生利用率】	20.0%	23.7%	3.7ポイント増
最終処分量	724t	657t	67 t削減

注) 再生利用率 (%) = 再資源化量 ÷ ごみ排出量 × 100

第3節 計画の体系

本計画で定めた数値目標達成に向けて、ごみ処理の基本方針に基づき『ごみの発生・排出削減計画』『再生利用計画』『適正処理計画』の3項目を中心とした施策を展開していくものとする。これらの施策の体系をまとめると、図表 4-9 に示すとおりとなる。

◆図表 4-9 計画の体系

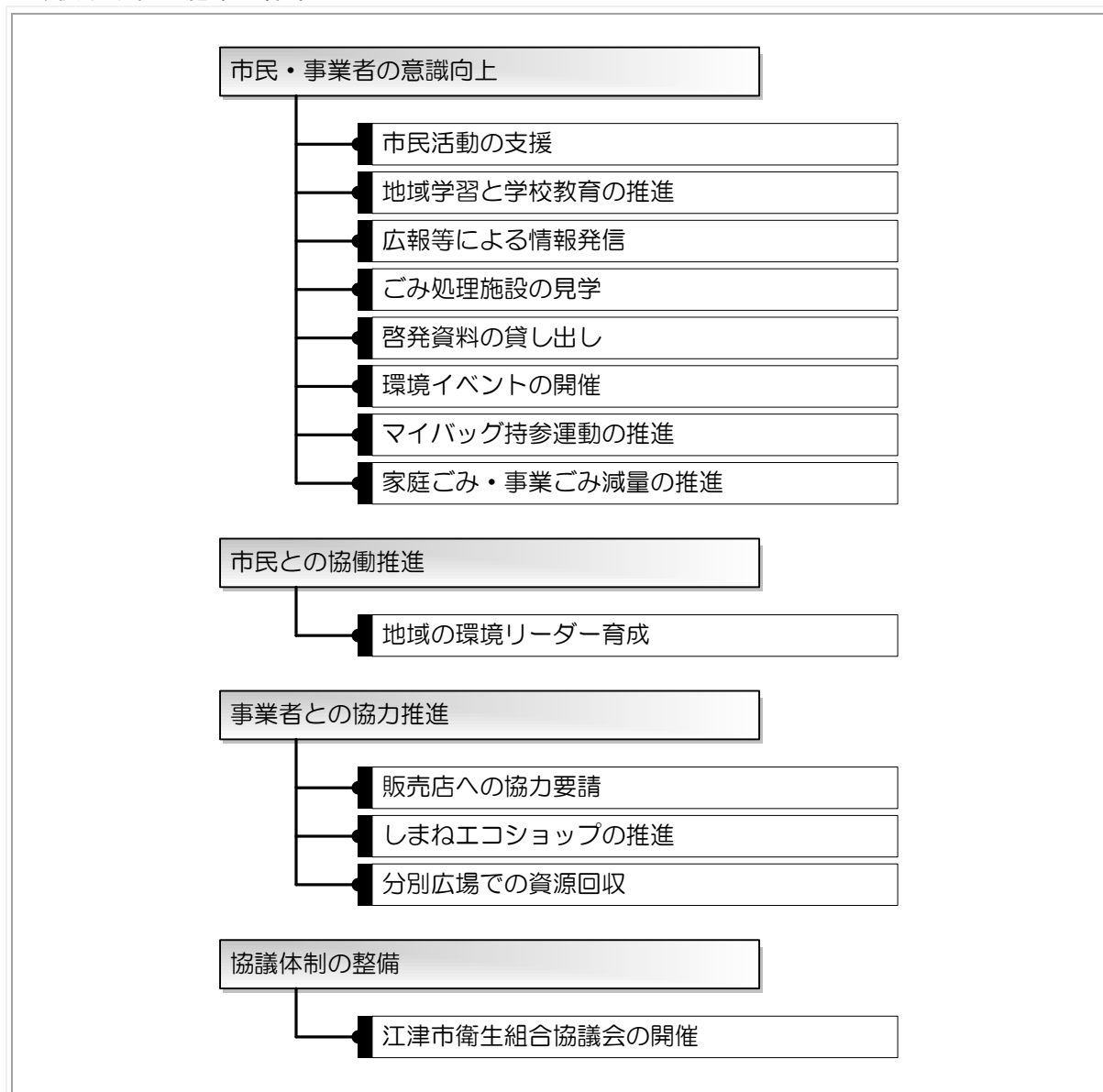


第4節 ごみの発生・排出削減計画

ごみの発生・排出削減は、実際に取り組む市民及び事業者の意識向上により推進していくものとし、また、市民及び事業者と行政との連携を図ることでより効果的なものとする。今後、具体的に取り組む施策は以下の体系に基づいて実施していくものとする。

1 施策の体系

◆今後取り組む施策の体系



3 具体的施策

3-1 市民・事業者の意識向上

■施策1:市民活動の支援

市民に対して様々な情報を提供し、加えて市民グループ等との連携を図るなど、市民の自主的な環境保全に関する活動を支援していくものとする。

■施策2:地域学習と学校教育の推進

地域の自治会やコミュニティ活動における環境学習への住民参加を促進し、子どもたちによる3Rなどの実践活動と連携した活動の推進を行うものとする。学校においては授業や環境学習に取り組み、児童・生徒の意識を高めるため、「こどもエコクラブ」への参加や児童会・生徒会などの自主的活動を促進する。

■施策3:広報等による情報発信

広報紙により、ごみ減量化やリサイクルに関する具体的な取組方法を紹介するなど定期的な情報発信を行うものとする。

■施策4:ごみ処理施設の見学

ごみ処理施設の見学により、市民に自分たちの排出したごみがどのように処理されていくのか自ら確認してもらうことで、ごみ処理に関する知識等を深めていくものとする。

■施策5:啓発資料の貸し出し

リサイクルに関する広報ビデオ等を、地域や学校での環境学習の教材や出前講座での啓発資料として貸し出しを行っていく。

■施策6:環境イベントの開催

市民、事業者が環境保全の取組を情報発信する環境イベントなどを開催し、誰もが参加・体験できる内容として市民の環境への意識向上を図っていくものとする。

■施策7:マイバッグ持参運動の推進

マイバッグ持参運動を推進するため、広報紙等での啓発や事業者の協力を得て、マイバッグ持参率や環境意識の向上を図るものとする。

また、レジ袋有料化の仕組みを構築し、市民の理解と事業者の協力を得るとともに、市民団体等との連携を強化していくものとする。

■施策8:家庭ごみ・事業ごみ減量の推進

市民に対してイベントや広報等を通じてごみの減量やリサイクルの啓発を行い、具体的な取組の実践を推進していくものとする。

また、事業系ごみの削減方法等について市のホームページなどで情報提供を行い、商工会議所等との連携を図りながら事業者におけるごみの減量・リサイクルの実践を支援していくものとする。

3-2 市民との協働推進

■施策9:地域のリーダー育成

江津市衛生組合協議会と連携を図り、研修会を開催するなどにより、地域住民に対してごみの出し方や環境美化等の指導を行う地域リーダーを育成していくものとする。

3-3 事業者との協力推進

■施策10:販売店への協力要請

スーパー等の販売店に対し、マイバッグ持参運動の推進や資源物の店頭回収などの協力を要請していくものとする。また、販売店における活動を市民に紹介するなど、市民と事業者の協働による取組を推進していくものとする。

■施策11:しまねエコショップの推進

本市内で営業を行っている販売店等の事業者に対し、しまねエコショップ制度の認定を受けるよう協力要請し、本市において地球にやさしい買い物がしやすい環境を整えていくものとする。

■施策12:分別広場での資源回収

市民に分別広場を活用してもらうため、回収拠点等の情報を広く発信し、資源物を不燃ごみ、可燃ごみに出さないよう市民に呼びかけていくものとする。

3-4 協議体制の整備

■施策13:江津市衛生組合協議会の開催

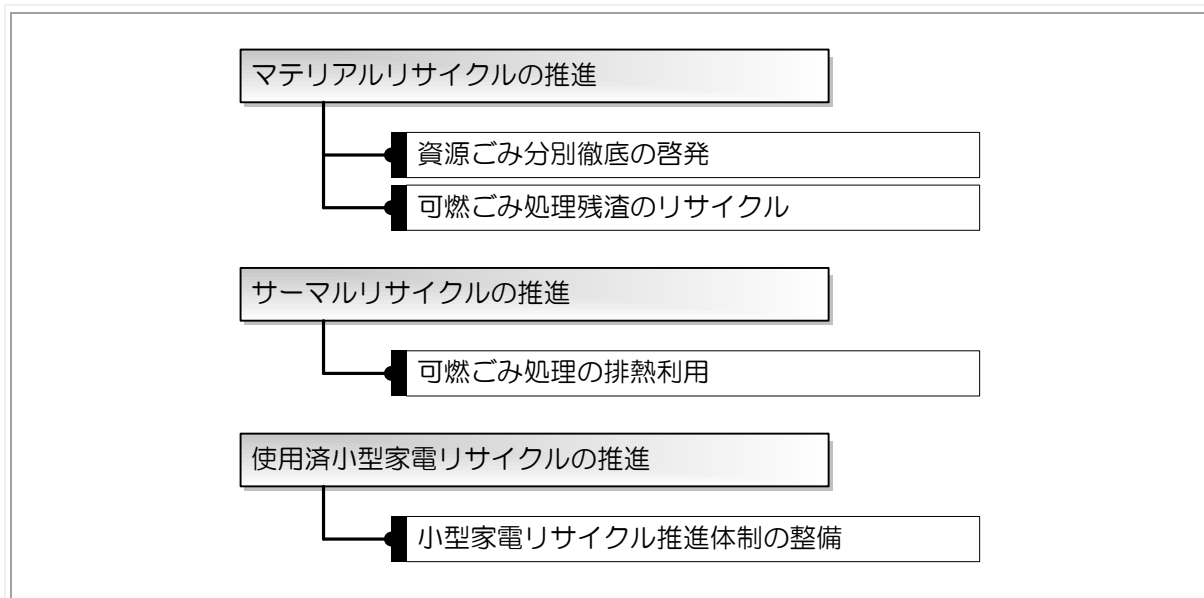
ごみの減量化やリサイクル推進を具体的かつ効果的に取り組んでいくため、江津市衛生組合協議会を通じて、市民や事業者等との連携を図っていくものとする。

第5節 再生利用計画

ごみの再生利用に関し、具体的に取り組む施策は以下の体系のとおりとする。

1 施策の体系

◆今後取り組む施策の体系



3 具体的施策

3-1 マテリアルリサイクルの推進

■施策1:資源ごみ分別徹底の啓発

リサイクル量を増加し、資源化に向けた処理の効率化や資源物の品質を高めるため、また排出された資源ごみを100%有効利用するために、資源ごみ中に異物が混ざらないよう啓発を進めるとともに、分別の悪いものについては収集しない等の措置をとるなど、ごみ分別の徹底を図っていくものとする。

■施策2:可燃ごみ処理残渣のリサイクル

エコクリーンセンターにおける可燃ごみの処理残渣であるスラグ、メタルについて、浜田地区広域行政組合と連携し資源としての有効利用を図っていくものとする。メタルは既に資源化が行われているため、スラグについて土木資材等としての資源化を推進し、有効な利用方法を検討していくものとする。

3-2 サーマルリサイクルの推進

■施策3:可燃ごみ処理の排熱利用

可燃ごみについてはエコクリーンセンターで処理を行い、引き続きサーマルリサイクルを行っていくものとする。

なお、可燃ごみに水分が多い場合、その水分の蒸発のために熱が使われてしまい、サーマルリサイクルの効率が落ちることから、分別の徹底と併せて生ごみの水切り等を推進する。

3-3 使用済小型家電リサイクルの推進

■施策4:小型家電リサイクル推進体制の整備

使用済小型電子機器等を分別して収集するために必要な措置を講じるとともに再資源化を適正に実施し得るものに引き渡すように努める。

使用済み小型電子機器等については、現状において「金物類」の分別区分に鍋や刃物類といった金属類と混在した状態で分別収集しており、島の星クリーンセンターにて小型電子機器等のみを一部ピックアップ回収しているに留まっている。今後も再資源化を適正に実施し得る引取業者への引き渡しに努めるとともに、現状と同様にピックアップ回収を中心とした回収体制を継続または拡大しつつ、小型家電類のみの新たな分別区分の設定についても可能性を調査検討するものとする。

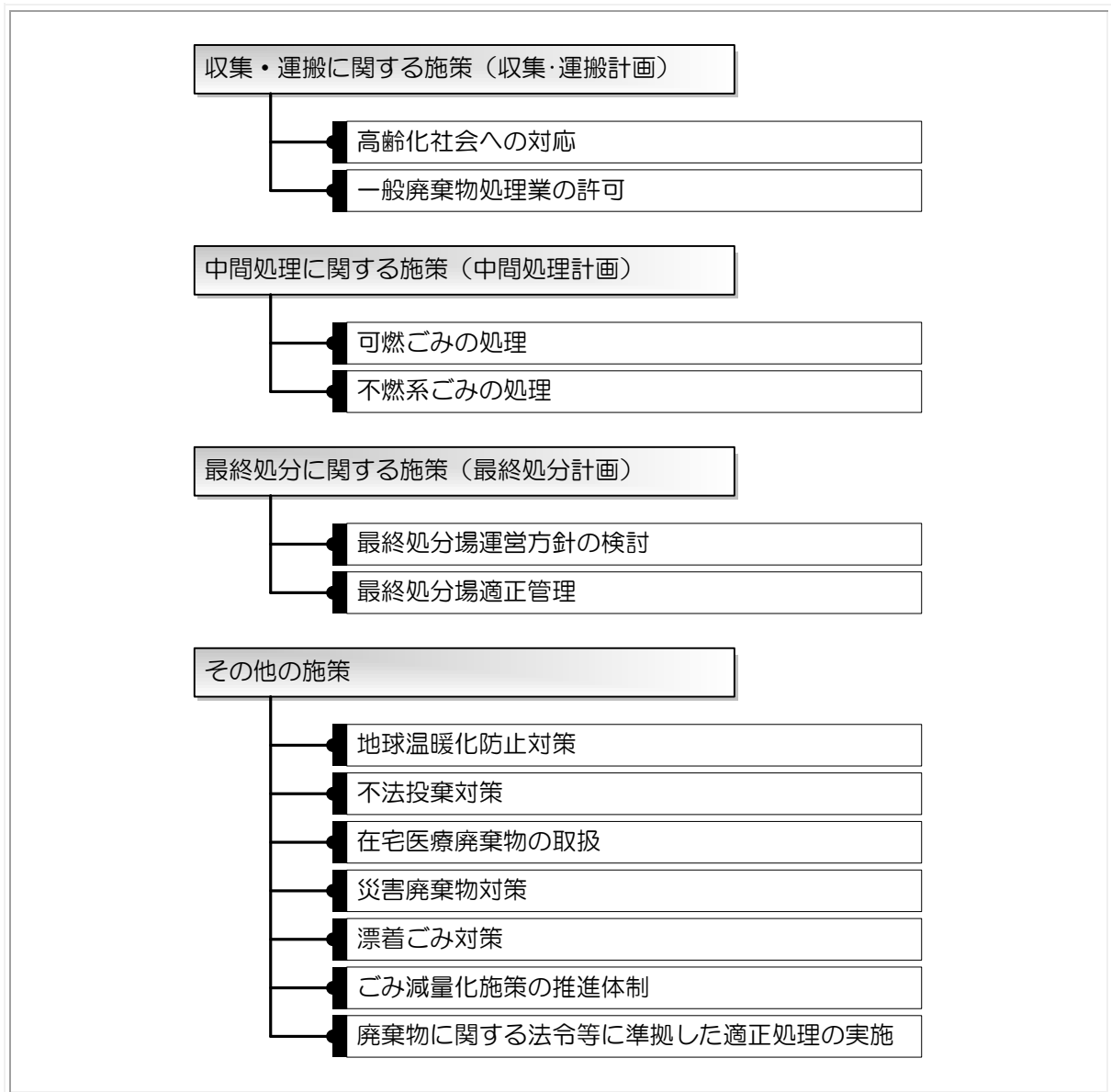
さらに、小型家電類の収集、回収、引き渡し等を効率的に行い、資源化を推進するために、本市（旧江津市桜江町環境衛生組合）の焼却場跡地にストックヤードを整備する。

第6節 適正処理計画

ごみの適正処理を行うため、収集運搬、中間処理、最終処分及びその他のごみ処理に関連する事項に関して、以下の体系に基づき施策を実施していくものとする。

1 施策の体系

◆今後取り組む施策の体系



3 処理の主体

本市管内から排出されるごみの処理主体を、排出から処理・処分に至る段階ごとに、さらに、ごみ種類ごとに明確化し、図表 4-10 に示す。

【排 出】

排出段階におけるごみの発生・排出削減、再利用については、排出者である市民や事業者が行うものとする。適正処理の観点からのごみの発生・排出削減を推進する必要があるため、排出者への支援等については、本市が行うものとする。

【収集・運搬】

排出から収集という市民との接点でもあることから、基本的には現状どおり本市が主体となって行うものとする。

なお、事業系ごみの運搬（搬入）については、原則、事業者自らの責任により行うものとする。

【処理・処分】

ごみの中間処理は本市及び浜田地区広域行政組合において、最終処分は本市及び浜田市において行うものとする。

また、適正処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造責任者または排出者の責任において処理・処分を行うものとする。

■図表4-10 ごみ処理段階ごとの責任者（処理主体）

排出者	ごみ種類	発生・排出削減	収集・運搬	中間処理	最終処分
市民	可燃ごみ (粗大ごみ含む)	市民	本市	浜田地区 広域行政組合	浜田市
	資源ごみ			本市	本市
	不燃ごみ (粗大ごみ含む)				
事業者	可燃ごみ	事業者		浜田地区 広域行政組合	浜田市
	資源ごみ			本市	本市
	不燃ごみ				

注 1) 処理主体には委託処理を含む。

4 具体的施策

4-1 収集・運搬計画

① 分別収集計画

分別収集を行うごみは、引き続き現在対象としている品目とし、現行の体制を維持していくものとする。

② 収集・運搬の量

収集・運搬の対象地域は本市全域とする。また、家庭系ごみについては各地区で定められたごみステーションにおいて収集を行う。ごみの収集・運搬量の見込みは図表 4-11 に示すとおりである。

■図表4-11 収集・運搬の見込み量

ごみ種類	実績値 H27	将来見込み	
		H33	H38
可燃ごみ	3,829t	3,186t	2,785t
不燃ごみ	589t	475t	402t
資源ごみ	792t	865t	872t
合計	5,210t	4,526t	4,059t

③ 収集・運搬に関する施策

■施策1:高齡化社会への対応

高齡化の進行とともに高齡者や介護が必要な市民の増加が予想されることから、これらの市民や障がいを持つ市民などごみの排出が困難な市民を対象とした福祉向上のためのごみ処理方策について検討を行っていくものとする。

■施策2:一般廃棄物処理業の許可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定に基づき本市の許可を受け、一般廃棄物の収集運搬または処分を行う一般廃棄物処理業者は、本市の行う施策に協力するものとし、本計画に沿って適正な一般廃棄物処理業務を遂行するものとする。

なお、一般廃棄物処理業の許可件数については、現状のごみ排出状況において収集運搬は滞りなく行われていること、また、今後は本計画に基づきごみ発生量を削減していくことなどを勘案し、原則として当面の間は現状を維持し、新たな許可は行わないものとする。

4-2 中間処理計画

① 中間処理量

本市から排出されるごみは、可燃ごみについては効率的な処理を行うため、浜田地区広域行政組合を主体とする広域処理を行うものとする。不燃ごみについては、島の星クリーンセンターにて処理を行うものとする。また、資源ごみについては江の川リサイクルセンターにて処理を行う。

ごみの中間処理量の見込みは図表 4-12 に示すとおりである。

■図表4-12 中間処理量の見込み量

ごみ種類	実績値 H27	将来見込み	
		H33	H38
可燃ごみ	5,959t	4,537t	3,880t
不燃ごみ	762t	760t	687t
資源ごみ	884t	971t	985t
合計	7,605t	6,268t	5,552t

② 中間処理に関する施策

■施策1:可燃ごみの処理

可燃ごみについては今後もエコクリーンセンターでの処理を継続していくものとする。

一方で、不燃ごみとして排出される資源化できないプラスチック類は、埋立処分量の削減等を目的に可燃ごみとしての処理が可能か、浜田地区広域行政組合と連携して検討を行っていくものとする。

■施策2:不燃系ごみの処理

資源ごみの再資源化及び不燃ごみの減容化のため、引き続き現行の処理体制を継続して処理していくとともに、安定した適正処理を行うため、計画的な施設の保守管理を行うものとする。

4-3 最終処分計画

① 最終処分量

本市においては、可燃ごみ処理において発生する溶融飛灰については浜田市に委託処分とし、それ以外の最終処分が必要なごみについては本市の最終処分場にて埋立処分するものとする。

本市の最終処分場における最終処分量の見込みは図表 4-13 に示すとおりである。

■図表4-13 最終処分量の見込み量

ごみ種類	実績値 H27	将来見込み	
		H33	H38
破碎残渣	580t	547t	493t
(溶融飛灰)	(144t)	(110t)	(94t)

② 最終処分に関する施策

■施策1:最終処分場運営方針の検討

島の星クリーンセンターの最終処分場は、平成7年に規模 43,000 m³ の施設として使用を開始している。平成 28 年度には嵩上げ工事(1 段目)と浸出水処理施設改修工事を実施し、埋立容量を 10,000 m³ 増加させたところであり、今後、2 段目の嵩上げ工事を行うことでさらに 10,000 m³ を増加させることが可能な状況に整備したところである。

引き続きごみの適正処理を行っていくためには、最終処分場は必ず必要となる施設であるが、一方で、今後、新たな施設整備を行うことは極めて困難な状況にある。

以上の状況を踏まえ、最終処分場については新たな整備は行わず、現施設をできる限り長期間継続使用していく方針とする。また、できるだけ長期間使用していくための方策について、様々な観点から検討を行っていくものとする。

■施策2:最終処分場適正管理

現処分場の供用期間中は、廃棄物処理法に基づく適正管理が必要である。また、埋立終了後についても同様である。そのため、引き続き、廃棄物処理法に基づいた適正な維持管理を行い、周辺環境の保全に努めるものとする。

4-4 その他の施策

■施策1:地球温暖化防止対策

廃棄物処理分野から排出される温室効果ガスは増加していることから、持続可能な社会を構築していくうえでは、廃棄物処理においても何らかの対策を講じていく必要がある。そのため、以下に示す施策の実施または検討を行い、温暖化防止対策への取組を推進していくものとする。

① マイバッグ持参・レジ袋削減

レジ袋の原料は石油製品であることから、レジ袋を削減することで石油の消費量を削減することが可能である。そのため、マイバッグ持参運動を推進し、レジ袋を削減し、レジ袋製造時・廃棄時のCO₂排出量削減を行うものとする。

② 生ごみの減量

エコクリーンセンターではごみ処理時の排熱を利用して発電を行い、電力会社からの電力購入量を減らすなどCO₂排出量の削減に資する取組が行われている。しかしながら、ごみに含まれる水分の蒸発にもエネルギーが使われており、可燃ごみの水分が多い場合は発電効率が低下することとなる。そのため、エコクリーンセンターでの発電効率を向上させる方策として、水分の多い生ごみについて水切りの徹底や、堆肥化等により可燃ごみへの混入量を減らすことなどを推進していくものとする。

③ 自然エネルギーの活用

ごみ処理施設においては、施設を稼働させるためにエネルギー(主に電力)が必要となることから、この電力の一部を太陽光発電や風力発電等の自然エネルギーによって代替し、CO₂排出量の削減を行う。

④ 収集運搬車両や重機類の更新

ごみの収集運搬車両やごみ処理施設で稼働する重機等を、燃費効率の高い車両やハイブリッド型の車両に更新することで、今後の車両運用に起因するCO₂排出量の削減を行う。また、車両の燃料をBDFで代替することを検討し、化石燃料消費の削減を推進する。

■施策2:不法投棄対策

不法投棄に関しては、監視パトロールの実施や不法投棄発見時に警察に通報することなどにより防止・撲滅を図っていくものとする。

■施策3:在宅医療廃棄物の取扱

在宅医療廃棄物による事故防止の観点から、注射器・注射針など鋭利で危険なものや感染性のあるものは医療機関を通じて専門業者による回収を行うものとする。ただし、透析用パックやチューブなどの非鋭利で感染性のないものについて、中を洗浄した状態で排出される場合は不燃ごみと同様のごみとして取り扱うものとする。

■施策4:災害廃棄物対策

災害時に発生する廃棄物は、多種・多様にわたり、かつ大量に発生することが多いため、環境衛生上できるだけ速やかに回収するものとし、県の廃棄物対策部署等、関係機関との連携を図り適正な処理を行うものとする。

■施策5:漂着ごみ対策

海岸への漂着ごみの清掃は主に地域住民のボランティア等により行われているものの、運搬が困難なごみや、中に薬品の入った容器や注射針など危険なごみなど様々なものが存在し、また、際限なく流れ着くなど、ボランティア等による対応が困難な場合も数多くある。

そのため、ボランティア等では対応困難なごみは本市において回収・処理を行い、ボランティア等が海岸清掃で回収したごみの運搬・処理についても本市が行うものとする。

■施策6:ごみ減量化施策の推進体制

ごみ減量化へ向けた施策を実効性のあるものとし、また、継続して行っていくためには、実際にごみ減量に取り組むことになる市民・事業者との連携が重要となる。本市では、ごみ処理に関連する事項について市民・事業者への諮問を行う機関として「江津市廃棄物減量等推進審議会」を設置している。今後、ごみ減量化に関する施策については、江津市廃棄物減量等推進審議会において施策の有効性等について市民・事業者に諮り、効果的な施策展開を図っていくものとする。

■施策7:廃棄物に関する法令等に準拠した適正処理の実施

近年、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成25年4月1日施行)」や、平成27年12月21日の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け改正された「廃掃法施行令(平成27年12月21日公布)」など、社会情勢、国際情勢等の変化を背景に、様々な廃棄物に関する法令等の整備が進められている。

これらの動向を注視しつつ、法令等に準拠した適正処理体制の整備及び適正処理の実施を行っていくものとする。

なお、水銀使用廃製品については市役所窓口等に回収ボックスを設置し、市民に分別排出を呼びかけ適正回収したのち、資源化業者への引き渡しを行うものとする。